

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在日は、
當日が休きる翌日)

目 次

規則

- ◆ 規則 鳥取県本庁事務決裁規則
- 鳥取県地方機関等事務決裁規則

鳥取県本庁事務決裁規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十七号

鳥取県本庁事務決裁規則

(目的)

第一条 この規則は、知事の権限に属する事務のうち、鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第一条第二項に規定する本

理において処理するものの決裁に関し必要な事項を定め、もつて事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- 二 専決 常時知事に代わって決裁することをいう。
- 三 専決権者 専決することができる者をいう。
- 四 正当決裁権者 知事又は専決権者をいう。

- 五 代決 正当決裁権者が不在の場合に、正当決裁権者に代わって決裁することをいう。
- 六 代決権者 代決することができる者をいう。

- 七 不在 出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態をいう。

(知事の決裁事項)

第三条 知事の決裁事項は、別表第一に掲げるとおりとする。

(部長、課長及び係長の専決事項)

第四条 部長(企画室長を含む。以下同じ。)及び課長(秘書課長及び参考を含む。以下同じ。)の専決事項は、別表第二及び別表第三に掲げるところとし、係長(鳥取県行政組織規則第六条に規定する内部組織の長をいう。以下同じ。)の専決事項は、別表第四に掲げるとおりとする。

(専決事項が重複している場合の措置)

第五条 別表第二に掲げる事項と別表第三に掲げる事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第三によるものとする。

(代決)

第六条 代決は、次の表の上欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる第一順位者が行ない、正当決裁権者及び第一順位

者がともに不在のときは、それぞれ当該下欄に掲げる第二順位者が行なうことができる。

当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、同表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

正当決裁権者 第一順位者 第二順位者

(施行期日) 附 則

知事	総務部長	主務部長
部長	次長を置く部(企画室を含む) 次長を置かない部 主務課長	
課長	副課長 の吏員	主務係長
係長	課長があらかじめ定める上席	

- 2 前項の場合において、同一順位の代決権者が二名以上ある場合には、代決に係る事務の区分に応じてあらかじめ正当決裁権者の定める者が代決するものとする。

(専決又は代決に係る事務処理の制限)

- 第七条 専決権者又は代決権者は、専決又は代決に係る事務が次の各号の一に該当すると認められる場合は、上司の指揮を受けて処理しなければならない。

一 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。

二 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは専決し、又は代決することが適当でないと認められるとき。

(類推による専決)

- 第八条 別表第二から別表第四までに掲げられていない事項については、

1 この規則は、別に規則で定める日から施行する。
(関係規則の廃止)

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

一 鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十一月鳥取県規則第

七十七号)

二 鳥取県庁事務専決の特例に関する規則(昭和三十年一月鳥取県規則第五号)

別表第一

知事の決裁事項

- 一 県行政の総合企画、総合調整又は総合開発に係る基本方針の決定
- 二 行政組織の設定又は変更
- 三 予算の調製
- 四 議会の招集
- 五 議会の議決を経べき事件についての議案の提出又は議会に対する報告
- 六 専決処分
- 七 条例の公布
- 八 規則の制定若しくは改廃又はその公布
- 九 表彰又は国が行なう表彰若しくは叙位・叙勲に係る具申
- 十 審査請求その他の不服申立て、訴の提起又は和解、あつせん、調停若

しへは仲裁に係る決定

十一 行政代執行の実施

十二 次に掲げる者の任免及び給与の決定

(一) 就任について議会の同意によることを必要とする職の職員

(二) 前号に掲げる職員以外の執行機関の委員

(三) 専門委員

(四) 附屬機関を組織する委員その他の構成員

(五) 課長補佐又はこれに相当する職以上の職の職員

(六) 職員の分限(心身の故障による休職を除く。)又は懲戒に係る処分

(七) 出納長又は部長若しくはこれに相当する職の職員又は秘書課長(以下この表中「部長等」という。)に対する旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理

(八) 部長等に対する職務に専念する義務の免除の承認

(九) 部長等の営利企業等の従事の許可

(十) 労働協約の締結

(十一) 職員団体の業務にもつぱら従事する職員に係る事務のうち次に掲げるもの

(一) 専従休暇の承認

(二) 職務復帰の許可

(三) 専従休暇の取消し

(四) 次に掲げる事務のうち特に重要なもの

(一) 許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他

(二) 請願又は陳情の処理

(三) 国等に対する請願、陳情その他の要望

(四) 事務又は事業についての計画又は実施方針の決定

(五) 訓令の制定又は改廃

(六) 告示、公告その他の公表

(七) 国、他の公共団体等との協議

(八) 附屬機関に対する諮問又は調停、審査若しくは調査の要求

(九) 通達、進達、申請、副申、通知、照会、回答、報告又は催告

(十) 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給その他の財政援助金の交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分

(十一) 損害賠償又は債務保証

(十二) 積立金の処分

(十三) 予備費の充当

(十四) 請負契約の対象となる部分に係る設計金額が一億円以上の工事の執行の決定

(十五) 一件の予定賃料の額が二百万円以上の物品の貸付け又は借受け

(十六) 一件の予定賃料の額が五十万円以上の普通財産の貸付け又は財産の借受け

(十七) 一件の予定価格五百万円以上の土地又は建物の取得

(十八) 一件の予定価格二百万円以上の土地又は建物の処分

(十九) 一件の予定価格二百万円以上の公有財産(土地及び建物を除く。)の取得又は処分

(二十) 前各号に掲げるもののほか特に重要なもの

(二十一) 普通財産の譲与又は減額譲渡

(二十二) 前各号に掲げるもののほか特に重要なもの

別表第二

部長及び課長の共通専決事項

部長 共通 専決事項

課長 共通 専決事項

一 国の機関の委員等の推薦

二 次長又は課長若しくはこれに相当する職の職員（以下この表中「次長等」という。）に対する旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理

三 次長等に対する職務に専念する義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第十号（六日以内の場合を除く。）、第十二号、第十三号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十六号及び第二十七号の事由に該当する場合を除く。）

四 重要な許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分

五 重要な請願又は陳情の処理

六 国等に対する請願、陳情その他の要望

七 重要な事務若しくは事業についての計画又は実施方針の決定

八 鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号）

第十二条ただし書の規定による新たな事務及び主管の判別し難い事項に関する文書の主管の決定

九 国、他の公共団体等との協議

十 附属機関に対する諮詢又は調停、審査若しくは調査の要求

十一 重要な通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告

十二 行政処分に係る弁明の機会の供与及び意見の聴取

一 所属職員（以下「課員」という。）に対する旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理

二 課員に対する職務に専念する義務の免除（職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第六号）第二条、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十五号）第二条第一号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県条例第六号）第二十二条、第十三号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十六号及び第二十七号の事由に該当する場合を除く。）

三 軽易な許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分

四 軽易な請願又は陳情の処理

五 軽易な事務若しくは事業についての計画又は実施方針の決定

六 軽易な通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告

七 軽易な検査、調査、報告の受理、資料の提出の要求、措置命令その他監督

八 軽易な会議の開催

九 軽易な講習会、講演会、品評会、競技会等の開催及び参加の決定

十 職員の通勤手当に係る確認及び決定

告

- 十二 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給その他の財政援助金の交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分
- 十三 請負契約の対象となる部分に係る設計金額が百万円以上一億円未満の工事の執行の決定
- 十四 訴訟代理人の指定
- 十五 過料の処分
- 十六 資格付与に係る試験の施行
- 十七 重要な検査、調査、報告の受理、資料の提出の要求、措置命令その他の監督
- 十八 重要な会議の開催
- 十九 重要な講習会、講演会、品評会、競技会等の開催及び参加の決定
- 二十 行政処分に係る聴聞の実施
- 二十一 一件百万円以上の支出負担行為
- 二十二 一件五百万円以上の支出命令
- 二十三 一件百万円以上の歳入金（地方交付税、負担金、補助金その他これらに類するものを除く。）の調定
- 二十四 寄付金品の受納
- 二十五 一件の予定賃貸料の額が二百万円未満の物品の貸付け又は借受け
- 二十六 一件の予定賃貸料の額が五十万円未満の普通財産の貸付け又は財産の借受け
- 二十七 一件の予定価格が五百万円未満の土地又は建物の取得
- 二十八 一件の予定価格が二百万円未満の土地又は建物の処分

十二 許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の交付及び書換え

十三 事実の証明又は謄本、抄本等の交付

十四 検査、調査、監督、監視、徴収等に従事する職員（職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）第三条に規定する職にある職員を除く。）の任免及び身分を示す証票の交付

十五 臨時の任用職員（任用期間が十六日未満の者に限る。）の任免及び給与の決定

十六 内部組織の分掌事務の決定

十七 課員の内部組織の所属への決定（係長に係るものを除く。）

十八 課員の分担事務の決定

十九 一件百万円未満の支出負担行為

二十 一件二百万円以上五百万円未満（企画室参事及び秘書課長にあっては五百万円未満）の支出命令

二十一 負担金、補助金その他これらに類するものの歳入金の調定

二十二 前号のほか一件百万円未満の歳入金の支出命令

二十三 物品の保管換

二十四 戻入金の調定及び歳入戻出金の支出命令

二十五 有価証券の出納命令

二十六 債権の管理に関する必要な措置の決定

二十七 非常勤職員及び臨時の任用職員に係るもので次に掲げるもの

二十八 (一) 給与に関する証明又は報告
(二) 給与に関する証明又は報告

二十九 差し押えられた金銭の供託

三十 同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ並びに歳入歳出外現

二十九 一件の予定価格が二百万円未満の公有財産（土地及び建物を除く。）の取得又は処分。

三十 行政財産の重要な使用許可

三十一 行政財産の使用料の減免

三十二 公有財産の用途変更又は重要な原形の変更若しくは用途廃止

三十三 公有財産の所属換又は分類換

三十四 公有財産の滅失又はき損の調査又は報告

三十五 前各号に掲げるもののほか重要なもの

金への繰入れのための収入又は支出命令

三十 請負契約の対象となる部分に係る設計金額が百万円未満の工事の執行の決定

三十一 行政財産の軽易な使用許可

三十二 公有財産の登記又は登録

三十三 公有財産の軽易な原形の変更

三十四 公有財産の取得、管理又は処分に係る事務手続終了の報告

三十五 前各号に掲げるもののほか軽易なもの

別表第三

部長及び課長の個別専決事項

課名	部長専決事項				課長専決事項			
	企画室	一 県行政の重要施策に関する基本の方針、県総合開発計画及び地域開発に関する計画の策定のための調査	二 青少年問題対策に関する連絡調整	三 交通安全対策に関する連絡調整	企画室	一 県行政の重要施策に関する基本の方針、県総合開発計画及び地	二 本府の庁舎又は構内における物品販売の許可	三 本府の庁舎又は構内における広告物等取扱規程（昭和二十四年九月鳥取県訓令甲第十五号）第一条の規定による本府の庁舎又は構内における広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可
一 鳥取県内取締に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの（本府の庁舎又は構内におけるものに限る。）					一 鳥取県内取締に関する規則第三条第一項第一号の規定による本府の庁舎又は構内における物品販売の許可			
(一) 第三条第一項第二号から第五号までの規定による寄附の勧誘等の許可					二 建物に関する広告物等取扱規程（昭和二十四年九月鳥取県訓令甲第十五号）第一条の規定による本府の庁舎又は構内における広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可			
二 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和三十九年四月鳥取県規則第					三 鳥取県公有財産事務取扱規則第四十二条の規定による公有財産の増減高及び現在高についての出納長への通知			

二十七号) 第四条の規定による公有財産の取得、管理及び処分に係る事務手続の統括及び調整

三 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第四条第一項の規定による無線局の開設についての郵政大臣への免許の申請
- (二) 第十九条の規定による呼出符号若しくは呼出名称又は空中線

四 本庁の庁舎の使用割当の決定又は変更

- (一) 電力の変更の申請
- (二) 第十九条の規定による呼出符号若しくは呼出名称又は空中線

五 本庁の庁舎の使用割当の決定又は変更

電話加入権の取得及び処分

六 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)第六条第二項の規定による人権擁護委員の委嘱についての法務大臣への意見の提出

七 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第七十条の規定による電気工作物の設置若しくは変更に係る工事計画又は工事計画の変更についての通商産業大臣への認可の申請又は届出
- (二) 第七十一条第一項の規定による前号以外の電気工作物の設置若しくは変更に係る工事計画又は当該工事計画の変更についての通商産業大臣への届出

八 公舎の明渡しの請求の決定

四 県有建物の災害共済の委託

五 電波法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第九条第一項の規定による工事設計の変更についての郵政大臣への許可の申請及び届出
- (二) 第十七条第一項の規定による通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更についての郵政大臣への許可の申請

六 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第十六条第一項の規定による再免許の申請

七 本庁の構内電話の架設、廃止又は変更

八 本庁の構内電話の架設、廃止又は変更

九 本庁の構内電話の架設、廃止又は変更

十 電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第七十条第五項の規定による自家用電気工作物の設置又は変更

十一 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び
- (二) 第六条第一項の規定による発行された一般旅券の交付

- (一) 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び
- (二) 第六条第一項の規定による発行された一般旅券の交付

広報文
書課文

- 政令（昭和二十七年政令第二百十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による一般身分証明書の発給の申請の受理及び当該申請に係る書面の内閣総理大臣への提出
- (二) 第六条第一項の規定による発行された一般身分証明書の交付
- (三) 防衛府設置法（昭和二十九年法律百六十四号）第四十八条の規定に基づき防衛施設府長官の権限の一部を都道府県知事に委任する政令（昭和三十七年政令第四百十三号）の規定により知事の権限に属するものとされた防衛府設置法第四十七条の規定による駐留軍等労務者に対する証明書の発行
- (四) 訓令の制定又は改廃
- (五) 重要な告示、公告その他の公表
- (六) 鳥取県法令審査会規程（昭和二十七年六月鳥取県規則第三十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条の規定による委員の任命
- (二) 第五条の規定による委員の解任
- (三) 第十条第一項又は第二項の規定による幹事及び書記の任命又は解任
- (四) 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条第一項に規定する私立学校の設置、廃止及び設置者の変更並びに私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更
- (二) 公報の発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第一条の規定による公報の発行
- (二) 第五条の規定による公報の配布先の決定
- (三) 第六条第四項の規定による公報購読申込書の受理
- (四) 官報に掲載する事項等に関する規程（昭和三十九年五月鳥取県訓令第九号）第五条の規定による官報報告事項に係る報告の原稿の自治大臣への送付
- (五) 私立学校法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その

更の認可

(一) 第二十六条第二項の規定による学校法人が行なう収益を目的とする事業の種類の決定

(二) 第三十二条第一項の規定による学校法人を設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の設定

(四) 第四十九条において準用する民法第五十六条又は第五十七条の規定による学校法人の仮理事又は特別代理人の選任

(五) 第五十九条第三項の規定による県から助成を受けた学校法人に係る業務又は会計の状況に関する報告の徴取、予算の変更若しくは役員の解職の勧告又は助成の停止

(六) 第六十一条の規定による学校法人が行なう収益を目的とする事業の停止命令

(七) 第六十四条の二の規程による広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人の設立等に係る認可又は認定についての文部大臣への事前の承認の申請

五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十四条の規定

による私立の各種学校設置の認可申請の勧告及び教育の停止命令

六 産業教育振興法施行令(昭和二十七年政令第四百五号)第九条第二項の規定による私立の中学校又は高等学校に係る補助金交付申請書等の受理及び当該書類の文部大臣への提出

七 理科教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十一号)第七条第一項の規定による補助金交付申請書等の受理及び当該書類の文部大臣への提出

他に関し必要な報告書の提出の要求

(一) 第十一条の規定による私立学校審議会の委員の候補者の推薦についての私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体に対する要求

(二) 第十七条の規定による私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項の承認

(五) 学校教育法第十条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理

(六) 教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十五条第一項の規定による私立学校の教育職員に係る教育職員免許状の授与

(二) 第六条第一項の規定による私立学校の教育職員に係る教育職員検定の実施

(三) 第七条第一項の規定による人物等に関する証明書の発行

(四) 第八条第一項の規定による免許状を授与した場合の免許状の種類等の公告

(五) 第十条第二項の規定による失効した免許状の返還の命令

(六) 第十一条の規定による私立学校の教育職員に係る免許状の取上げ

(七) 第十三条第一項の規定による免許状の失効又は取上げ処分を行なつたとき官報への公告及びその旨を関係機関への通知

(八) 第十五条の規定による免許状の書換え又は再交付

(九) 附則第二項の規定による私立学校に係る免許状を有しない教文部大臣への提出

八 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七十九条第一項の規定による宗教法人が行なう公益事業以外の事業の停止命令

(二) 第八十一条第一項の規定による宗教法人の認証の取消し

(三) 第八十二条第一項の規定による裁判所に対する宗教法人の解散命令の請求

九 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第百十九条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝の基本方針の決定

(二) 第百二十条の規定による自衛官の募集に関し必要な報告等の内閣総理大臣への提出

十 鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条本文の規定による新たな事務及び主管の判別し難い事項に関する文書の主管の決定

(二) 第二十三条の規定による決裁文書への決裁印の押なつの省略の承認

(三) 第三十一条の規定による地方機関等における文書の処理に関する規程の承認

十一 鳥取県文書編さん保存規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十号）第二十四条の規定による地方機関等の文書の編さん保存規程の承認

論の教授の担任の許可

(一) 附則第五項の規定による校長假免許状を有するものとみなされた者等に対する教育職員免許状の授与

(二) 附則第九項の規定による准看護婦の免許を受けた者等に対する養護助教論の臨時免許状の授与

(三) 附則第十項の規定による国立工業教員養成所を卒業した者に対する工業の教科についての高等学校教諭一級普通免許状の授与

(四) 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 附則第七項の規定による高等学校助教論免許状の授与

(二) 附則第十項の規定による一級普通免許状又は二級普通免許状の授与

(三) 附則第二十一項の規定による高等学校において家庭実習等を担任する助教論の臨時免許状の授与

(四) 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十六条第一項の規定による免許法認定講習の実施

(二) 第六十四条第一項の規定による盲学校特殊教科教諭免許状又は聾学校特殊教科教諭免許状の授与

(三) 第六十五条の規定による盲学校特殊教科助教論免許状又は聾学校特殊教科助教論免許状の授与

もの

- (一) 第十四条第一項の規定による宗教法人の規則の認証に関する決定
- (二) 第二十八条第一項の規定による宗教法人の規則の変更の認証に関する決定
- (三) 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第四条第二項の規定による外国人登録原票の写票の受理及び当該書類の法務大臣への送付
- (二) 第四条第四項の規定による外国人登録原票の市町村役場外への移動の承認
- (三) 第六条第六項の規定による返納されたき損し、又は汚損した登録証明書の受理及び当該書類の法務大臣への送付
- (四) 第七条第七項の規定による登録証明書の再交付後回復した返納すべき登録証明書の受理及び当該書類の法務大臣への送付
- (五) 第十一条第十項の規定による切替え交付に係る返納された登録証明書の受理及び当該書類の法務大臣への送付
- (六) 第十二条第四項の規定による外国人が外国人でなくなった場合等に返納された登録証明書の受理及び当該書類の法務大臣への送付
- (七) 第十二条の二第五項の規定による再入国の許可を受けて出国する外国人に係る当該許可がその効力を失った場合における登録証明書の受理及び当該書類の法務大臣への送付
- (八) 第十六条第一項の規定による外国人登録原票の記載事項に係

る変更登録についての法務大臣への報告

十一 外国人登録法施行規則（昭和三十一年法務省令第三十五号）

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた

外国人登録法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(イ) 第五条第一項の規定による新規登録に係る登録証明書の受

理及び当該書類の申請人への交付

(ロ) 第六条第三項の規定による引替交付に係る登録証明書の受

理及び当該書類の申請人への交付

(ハ) 第十一条第三項の規定による切替交付に係る登録証明書の受

理及び当該書類の申請人への交付

(ニ) 第六条第五項（第七条第三項において準用する場合を含む。）

の規定による外国人登録証明書交付報告書等の受理及び当該書

類の法務大臣への送付

(ミ) 第八条第五項の規定による外国人の居住地変更登録に係る県

外の市町村の長に登録原票を送付した旨の報告の受理及び当該書

類の法務大臣への送付

(キ) 第九条の二第四項の規定による登録原票の記載の訂正につい

ての報告の受理及び当該報告の法務大臣への提出

(ク) 第十一条第二項、第三項又は第五項の規定による外国人が出
国した場合等の登録原票を閉鎖した旨の報告の受理及び当該報

告の法務大臣への提出

(ク) 第十二条第三項の規定による外国人の再入国の許可が失効し

た場合の登録原票を閉鎖した旨の報告の受理及び当該報告の法務大臣への提出

(七) 第十三条の規定による書き損じた登録証明書用紙又は不鮮明な指紋の押された登録証明書の受理及び当該書類の法務大臣への送付

(八) 第十四条第二項の規定による失なわれた登録証明書等に係る登録番号の報告の受理及び当該報告の法務大臣への提出

(九) 第十八条の規定による外国人登録に関する統計等についての報告の受理及び当該報告の法務大臣への提出

(十) 第十九条の規定による地方事務所の長又は市町村長の行なう外国人登録事務についての監査の実施又は法務大臣の指示に基づく監査の結果についての法務大臣への報告

(十一) 外国人指紋押捺規則(昭和三十年法務省令第四十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第二項の規定による指紋を押すべき時期の特例についての承認

(二) 第七条第一項の規定による市町村長から送付された指紋原紙の受理及び当該書類の法務大臣への送付

(十三) 自衛隊法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第百十四条の規定による自衛官の募集期間の告示

(二) 第百十七条第一項の規定による二等陸士の採用試験の試験期日等の告示

(三) 第百十八条の規定による二等海士又は二等空士の採用試験の

試験期日等の告示

四 第百二十九条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝の実施

五 第百二十条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝の実施
内閣総理大臣への提出

十四 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する
日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第二百四十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条第四項の規定による永住許可申請書等の受理及び当該書類の法務大臣への送付

(二) 第四条の規定による永住許可書の受理及び当該書類の市町村長への送付並びに外国人登録原票等への許可事項の記載

十五 鳥取県文書事務処理規程第二十条第六項の規定による起案用紙を用いない文書の処理方法についての届出の受理

十六 鳥取県文書編さん保存規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの区分の決定

(一) 第四条第三項の規定による保存種別の区分を定めがたい文書の区分の決定

(二) 第七条第一項又は第二項の規定による文書保存書庫の管守又は文書保存書庫への出入りの承認

(三) 第十条第二号の規定による編さん簿冊名の決定及び簿冊名簿への登載

- (四) 第十一条第二項の規定による保管期間の経過した文書の主務課での保管の承認
- (五) 第十二条ただし書の規定による編さんした文書の主務課での保存の承認
- (六) 第十五条の規定による保存期間を経過した文書の廃棄若しくは当該文書の引渡し又は保存期間の延長の決定
- (七) 第十六条の規定による保存期間中の文書の廃棄
- (八) 第十七条の規定による閲覧使用の承認又は閲覧期間の延長の承認
- (九) 第十八条の規定による文書の庁外への持出しの承認又は他の官公署、個人等からの文書の閲覧若しくは謄本の請求に対する承認
- (一〇) 第二十四条の規定による地方機関等の文書の編さん保存規程の承認
- (一一) 鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二条の二の規定による公印の新調、改刻又は廢止についての協議
- (二) 第四条の規定による公印の紛失又はその所在が不明となつたときの通知の受理
- (三) 第五条の二ただし書の規定による公印の白紙その他不備な文書への押印の承認
- (四) 第五条の三の規定による公印の刷込み使用的承認
- (五) 第六条の規定による焼印章及び刷込みに用いる印章の持出使

人事課

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第百八十条の三の規定による委員会又は委員との協議及び他の執行機関の職員への兼職、充当又は他の執行機関の事務への従事命令

(二) 第二百五十二条の十七第一項及び第二項の規定による職員の派遣申請及び派遣についての協議

(三) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第

三項第三号に規定する特別職の職員（専門委員を除く。）の任免及び給与の決定

二 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十七条第一項の規定により任免される職員（課長補佐以上

の職及びこれらの職に相当する職の職員を除く。）の任免及び給与の決定

(二) 第十七条第三項の規定による選考のための試験の施行

(三) 第二十八条第二項第一号の規定による職員の休職の命令

四 第三十六条第一項の規定による次長、課長及びこれらの職に

用の承認

(四) 第八条の規定による公印の登録又はその旨の管守者への通知

(五) 第九条の規定による公印の印影の真否についての証明

(六) 第十条第二項の規定による公印の登録のまつ消又はその旨の管守者への通知

一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十二条第二項に規定する臨時的任用職員及びこれらの者の職に準ずる職員の任免及び給与の決定（任用期間が十六日未満の者を除く。）

(二) 第三十八条第一項の規定による職員、（部長、次長、課長及びこれらの職に相当する職の職員を除く。）の常利企業等の從事の許可

二 職員の任用に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第二項の規定による任用候補者の提示の請求

(二) 第七条の規定による任用候補者の選択結果の通知

(三) 第八条の規定による採用又は昇任の選考の請求

(四) 第九条の規定による職員の臨時的任用の承認の請求（一月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。）

(五) 第十九条第四号に規定する職への採用の選考

相当する職員の常勤企業等の従事の許可

(五) 第四十条の規定による職員の勤務成績の評定の実施

三 烏取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）

第三条の規定による知事の事務部局内の職員の定数の配分

四 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）

第四条の規定による昇給等の決定

五 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）第二十二条の規定による給

料の補正及び訂正に係る承認の申請

六 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）第二条第二項の規定による給料の支給期日の

変更に係る承認の申請

七 技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による職員の職務の等級の決定

八 技能労務職員就業規則（昭和三十四年三月鳥取県規則第三号）

第一条の規定による技能労務職員の勤務時間等の決定

九 職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）第二条第二項の規定による勤務時間の変更の承認の申請

(一) 職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）第四条第三項の規定による休息時間の変更の

十 職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）第四条第三項の規定による休息時間の変更の

三 職員の給与に関する条例第十六条の五の規定による勤勉手当の支給額の決定

四 職員の給与の支給に関する規則第九条の規定による扶養親族の認定

五 知事等の退職手当の支給に関する規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十四号）第三条の規定による退職手当の金額の決定

六 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第三条の規定による退職手当の金額の決定

(二) 第九条の規定による失業者の退職手当の支給基準日及び支給

期日の指定

(三) 第十条第三項の規定による失業者の退職手当の受給資格者証の交付

四 第十一条第三項の規定による待期日数の間における失業の認定

五 第十一条第六項の規定による失業者の退職手当の給付制限等を行なうべき事実の有無の確認

六 技能労務職員の給与に関する規則第四条の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 勤勉手当の支給額の決定

(二) 扶養親族の認定

(三) 退職手当の支給に関する事務のうち次に掲げるものの

イ 退職手当の金額の決定

承認の申請

十一 職務に専念する義務の特例に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項第十号（六日以内の場合を除く。）、第十二号、第十三号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第

二十六号及び第二十七号の事由に該当する場合における次長、課長及びこれらの職に相当する職の職員の職務に専念する義務の免除の承認

(二) 第三条第二項の規定による義務免除に係る承認の申請

ハ 失業者の退職手当の支給基準日及び支給期日の指定
ニ 待期日数の間における失業の認定

ホ 失業者の退職手当の給付制限等を行なうべき事実の有無の確認

八 職務に専念する義務の特例に関する規則第三条第一項第十号（六日以内の場合を除く。）、第十二号、第十三号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十六号及び第二十七号の事由に該当する場合における職員（部長、次長、課長及びこれらの職に相当する職の職員を除く。）の職務に専念する義務の免除の承認

九 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第二条第一号の規定による職員の職務に専念する義務の免除

十 鳥取県職員履歴書整備要領（昭和四十年九月四日発人第百八十九号）第三条に基づく履歴事項等の追加訂正登載願の処理

十一 鳥取県職員身分証明書取扱要領（昭和四十年六月三十日発人第百五十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

- (一) 第二条の規定による身分証明書の交付
- (二) 第四条の規定による身分証明書の記載事項の訂正
- (三) 第五条の規定による身分証明書の再交付

十二 履歴事項の証明及び職員の身分証明

職員
課生

一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十九条第二項の規定による職員の研修生としての自治大

学校への派遣

(二) 第四十二条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立

(三) 第四十五条第一項の規定による職員の公務災害の認定及び償金額等の決定

二 鳥取県職員衛生管理規程（昭和二十八年五月鳥取県訓令第七号）

第四条第二項の規定による衛生管理者の任命

三 地方職員共済組合投資不動産に係る賃貸借契約の締結

一 地方公務員法第四十二条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の実施

二 鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）第五条の規定による鳥取市所在の職員住宅の管理

三 鳥取県職員衛生管理規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定による要療養者又は要注意者の指定

(二) 第十五条の規定による指定区分の軽減又は解除

四 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十二条の規定による恩

給の裁定

五 恩給法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの存否に関する調査

(一) 第五十八条ノ二の規定による普通恩給又は増加恩給の支給の停止

(二) 第五十八条ノ三第一項の規定による普通恩給の支給の停止

(三) 第五十八条ノ四の規定による恩給外の所得の決定及び普通恩給の一部の支給停止

(四) 第七十七条の規定による扶助料の支給の停止

六 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）第三十四条ノ五の規定による恩給の支給の差止め及びその解除

財政課

- 一 県税外収入金の徴収停止及び減免
二 地方自治法に基づく知事の権限に属するものとされた事務のうち次に掲げるもの

- 一 鳥取県予算規則（昭和三十九年六月鳥取県規則第三十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの支給の差止め及びその解除
九 鳥取県年金恩給支払規則（昭和三十九年四月鳥取県規則第三十号）第五条の規定による恩給の受給者に係る受給権の喪失等についての出納長への通知
（一）第十三条の規定による歳出予算の配当

0158

七 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一）第七条ノ三の規定による恩給の受給権者に係る恩給の受給権の存否に関する調査

（二）第九条ノ三の規定による恩給の受給権の裁定

（三）第二十三条第一項第二号又は第三号の規定による退職年金の支給の停止

（四）第二十三条ノ二第一項の規定による退職年金の一部の支給停止

（五）第二十三条ノ二第二項において準用する恩給法第五十八条ノ四第三項の規定による恩給外の所得の決定

（六）第二十五条において準用する恩給法第七十七条の規定による遺族年金の支給停止

八 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）第四十六条の規定による恩給の支給の差止め及びその解除

00153

(号外) 第104号 (第三種郵便物認可)

(二) 第二百二十条第二項ただし書の規定による歳出予算の各項の経費の金額の流用

(三) 第二百三十条の規定による地方債を起こと及び第二百五十条の規定による起債の許可についての自治大臣への申請

(四) 第一百三十三条第五項の規定による決算についての自治大臣への報告及び公表

(五) 第二百三十五条の三第一項及び第三項の規定による一時借入金の借り入れ及び当該借入金の償還

五 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第五条第一項の規定による基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料等の自治大臣への提出

四 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第三条の規定に基づく県債の登録

(一) 第五十九条第一項の規定による法人の県民税額の分割基準についての自治大臣への決定の要求

(二) 第五十七条の二、第七十二条の七十四、第七十三条の四十二、第一百八条、第一百四十条、第一百七十五条、第二百六条及び第七百四十四条の規定による犯則取締に関し知事が行なう職務

(二) 第十五条の規定による歳出予算の配当替
(三) 第十六条の規定による歳出予算に係る各自又は各節の経費の
金額の流用

二 地方交付税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び地方債の調
定

三 地方税法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも
のの

(一) 第五十八条第四項の規定による主たる事務所、又は事業所を
他の道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者
数の修正の請求

(二) 第七十二条の四十第一項の規定による主たる事務所又は事業
所を他の道府県に設けて事業を行なう法人に係る法人税の課税
標準の更正又は決定の請求

(三) 第七十二条の四十九第二項又は第五項の規定による主たる事
務所又は事業所を他の道府県に設けて事業を行なう法人の当該
事業に係る事業税の課税標準額の総額又は分割課税標準額の更
正又は決定の請求

(四) 第七十四条の四の規定による県たばこ消費税に関する申告書
若しくは修正申告書受理、又はこれらの提出の請求

四 鳥取県税条例第四条の規定による徵稅吏員等の証票の交付

- (四) 第七十二条の四十九第六項の規定による法人の行なう事業に係る課税標準額の総額及び分割課税標準額の更正又は決定についての自治大臣への指示の要求
- (五) 第七十二条の五十四第四項の規定による二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行なう個人に係る事業税の課税標準とすべき所得の総額についての自治大臣への決定の要求
- (六) 第七百四十二条の規定による大規模の償却資産の指定
- 六 鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条第三項の規定による県税事務所長への指示
- (二) 第八条第三項の規定による課税地の指定
- (三) 第百十六条ただし書の規定による自動車税の課税免除の承認
- 七 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による届出書の受理又は当該届出に係る事項の調査
- (二) 第四条の規定による課税免除をしないことの決定
- 八 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号）第三条の規定による不均一課税適用申請書の受理又は当該申請に係る事項の調査

地方課

一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二百五十条の規定による市町村債の起債及び起債の方法等の許可
- (二) 第二百五十二条の二第二項又は第四項の規定による市町村の協議会の設置の届出の受理若しくは許可又は設置の勧告
- (三) 第二百五十二条の六の規定により第二百五十二条の二第二項の例によるものとされた市町村の協議会の廃止の届出の受理又は許可
- (四) 第二百五十二条の七第三項において準用する第二百五十二条の二第二項又は第四項の規定による市町村の機関等の共同設置若しくは廃止の届出の受理若しくは許可又は共同設置の勧告
- (五) 第二百五十二条の十四第三項において準用する第二百五十二条の二第二項又は第四項の規定による市町村の事務の委託若しくは委託した事務の廃止の届出の受理若しくは許可又は事務の委託の勧告
- (六) 第二百五十五条の四の規定による市町村の事務に関する審査請求等に対する裁決、裁定又は審決
- (七) 第二百八十四条第一項の規定による市町村の組合の設立の許可
- (八) 第二百八十八条の規定による市町村の組合の解散の届出の受理又は許可
- (九) 第二百九十五条の規定による財産区の議会又は総会の設置

一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二百四十五条の規定による市町村に対する助言、勧告、資料の提出の要求又は監査の実施
- (二) 第二百四十六条の規定による市町村の財務に関する報告の徴収、書類等の徴収又は実地視察若しくは出納の検閲
- (三) 第二百五十二条の六の規定により第二百五十二条の二第二項の例によるものとされた市町村の協議会の組織の変更若しくは規約の変更の届出の受理又は許可
- (四) 第二百五十二条の七第三項において準用する第二百五十二条の二第二項の規定による機関等を共同設置する市町村の数の増減又は機関等の共同設置に関する規約の変更の届出の受理又は許可
- (五) 第二百五十二条の十四第三項において準用する第二百五十二条の二第二項又は第四項の規定による市町村が委託した事務を変更する場合の届出の受理又は許可
- (六) 第二百六十条第二項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理並びに変更の告示及び自治大臣への報告
- (七) 第二百八十六条の規定による市町村の組合の組織、事務又は規約の変更の許可
- (八) 第二百九十六条の五第二項又は第五項の規定による財産区の

- (一) 第二百九十八条第二項の規定による市町村の事業団の設置の認可
- 二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第百三十三条の規定による市町村長等の事務引継に関し必要な事項の決定
- (二) 第百七十四条の五の規定による自治紛争調停委員に対する調停の経過についての報告の要求
- (三) 第二百十二条第二項の規定による公益組合の組合市町村数の増減の許可
- 四 第二百十三条第一項の規定による公益組合の共同事務の変更の許可
- 五 第二百二十四条第一項の規定による公益組合の規約の変更の許可
- 三 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第一項の規定による行政書士試験の施行
- (二) 第六条第五項の規定による行政書士となる資格の認可
- (三) 第九条第一項の規定による行政書士の報酬の額の決定
- (四) 第十四条第一項又は第五項の規定による行政書士が法律に違反した場合等における業務の停止又は登録の取消し
- (五) 第十四条第二項の規定による行政書士の処分に係る公開による聴聞の実施
- 四 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第十条
- (一) 第二百九十八条第二項の規定による市町村の事業団の設置の財産等の処分若しくは廃止の認可又は財産区の住民に対する不均一の課税若しくは徴収の許可
- (九) 第二百九十六条の六第一項の規定による財産区の事務の処理についての報告の徴取若しくは資料の提出の要求又は監査の実施
- (一) 第二百九十八条第二項の規定による市町村の事業団の設置市町村の数の増減又は事業団の規約の変更の認可
- 二 行政書士法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第六条第一項の規定による行政書士の登録
- (二) 第七条の規定による行政書士の登録のまつ消
- (三) 第八条第二項の規定による行政書士の出張所の設置の認可
- (四) 第十三条第一項の規定による行政書士の事務所又は出張所の立入検査
- (五) 第十六条の二の規定による行政書士会の会則の制定又は変更の認可
- (六) 第十八条の二の規定による行政書士会に対する報告の要求又は業務についての勧告
- 三 住居表示に関する法律第三条第三項の規定に基づく住居表示を実施すべき区域等の報告の受理
- 四 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十六条第四項の規定による市町村職員共済組合（以下地方課の項において「組合」という。）の業務上の余裕金の有価証

の規定による市町村に対する住居表示の円滑な実施のための勧告

又は住居表示に関する事務についての報告の要求若しくは技術的な援助若しくは助言

五 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等

に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第三条第一項又は第三項の規定による市町村の総合整備計画についての事前協議又は当該市町村に協力して講じようとする措置の計画の決定及び当該計画の自治大臣への提出

六 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十一

条の規定による市町村の地方公営企業の経営に関するあつせん若しくは調停又は勧告

七 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十

八条の規定による市町村の公営企業の経営に関する事項等についての報告の受理及び当該報告の自治大臣への提出

八 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三

十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一） 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）

第三条第四項において準用する同条第一項又は第五項の規定による市町村である財政再建団体等の財政再建計画の変更の承認等

（二） 第十三条の二第三項、第四項又は第五項の規定による財政再建計画の軽微な変更についての自治大臣への報告、財政再建計画の変更を承認しようとする場合における自治大臣への事前協議又は財政再建計画の変更を承認した場合における自治大臣へ

の報告

券の取得等への運用についての承認

（二） 第三十九条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 第百三十条第一項又は第四項の規定による組合の業務の執行の監督又は組合の業務及び財産の状況の監査

ロ 同法第百三十二条第一項の規定による医師等に対する報告等の要求、質問又は検査

（三） 第三十九条第二項の規定による組合の定款の変更の認可についての申請等の受理及び当該申請等の自治大臣への提出

（四） 附則第二十九条の規定による管理組合の事業計画書等の受理及び当該書類等の自治大臣への提出

五 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二十五条の規定による決算精算表等の受理及び当該書類等の自治大臣への提出

六 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年總理府・文部省・自治省令第一号）第六十六条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた第十五条の規定による組合の債権の放棄等についての承認等

七 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等

に属する法律第七条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた第一項の規定による公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するための助言又は調査

八 地方税法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも

- (三) 地方財政再建促進特別措置法第二条の規定による財政の再建の申出の受理並びに当該申出及びその意見の自治大臣への提出
- (四) 地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項において準用する第三条第一項の規定による財政再建計画書の受理並びに当該書類及びその意見の自治大臣への提出
- (五) 地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項において準用する第十九条の規定による財政再建計画の実施状況及び資金計画の報告の受理並びに当該報告及びその意見の自治大臣への提出
- (六) 第十三条第三項の規定により知事の権限に属するものとされた地方財政再建促進特別措置法第二十三条第二項の規定による歳入欠陥を生じた市町村の寄附金等の支出の承認又は自治大臣への事前協議
- (七) 第十四条の四の規定による財政の再建が完了した旨の報告の受理並びに当該報告及びその意見の自治大臣への提出
- (八) 地方税法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第八条第二項の規定による市町村の課税権の帰属等についての申出に対する決定
- (二) 第八条の二第二項の規定による消滅市町村の徴収金に係る権利についての申出に対する決定
- (三) 第八条の三第二項において準用する第八条の二第二項の規定による新市町村の徴収金に係る権利についての申出に対する決定
- (九) 地方税法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十七条の二の規定による国税の課税の基礎となるべき所得額等に関する書類の閲覧又は記録の請求
- (二) 地方交付税法施行令(昭和三十三年政令第百十七号)第三条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた地方交付税法第十七条の三の規定による市町村の交付税の額の算定に用いた資料の検査
- (十) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十一号)第六条の規定による土地、建物又は工作物の価格の合算額の自治大臣への報告又は国有財産台帳の閲覧若しくは記録の請求
- (十一) 消防組織法第十八条の二の規定による市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調の措置等の実施
- (十二) 消防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (四) 第三百八十八条第一項の規定による固定資産評価基準の細目に関する事項の決定
- (五) 第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定、配分及び市町村長への通知
- (六) 第三百九十九条の規定による固定資産の価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定及び市町村長への通知
- (七) 第四百十九条第一項の規定による市町村長に対する固定資産の価格の修正の勧告
- (八) 第四百二十二条の二の規定による市町村長に対する固定資産の価格の修正の勧告及び当該勧告についての自治大臣への報告
- (九) 固定資産評価基準(昭和三十八年自治省告示第百五十八号)の規定による土地及び家屋の指示平均価額の指示
- (十) 地方交付税法第十七条の規定による市町村に対し交付すべき交付税の額の算定及び交付
- (十一) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令
- (昭和三十一年政令第百七号)第五条の規定により地方税法の例によるものとされた同法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条の二第二項の規定による消滅市町村の徴収金に係る権利についての申出に対する決定
- (二) 第八条の三第二項において準用する第八条の二第二項の規定による新市町村の徴収金に係る権利についての申出に対する決定
- (十二) 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)に基づく
- (一) 第十一条第二項又は第三項の規定による製造所等の設置若しくは製造所等の位置等の変更の許可又は完成検査
- (二) 第十一条の三の規定による製造所等の所有者等に対する危険物の貯蔵又は取扱いに関する命令
- (三) 第十三条の二第三項又は第五項の規定による危険物取扱主任者免状の交付又は返納の命令
- (四) 第十四条の二第一項又は第四項の規定による製造所等の予防規程の設定若しくは変更の認可又は変更の命令
- (五) 第十六条の四第一項の規定による貯蔵所等の所有者等に対する資料の提出の命令若しくは報告の要求又は貯蔵所等への立入り、貯蔵所等の位置等についての検査、関係者に対する質問若しくは危険物等の収去
- (六) 第十六条の五の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵している者等に対する災害防止のための措置の命令
- (七) 第十七条の七第二項において準用する第十三条の二第五項の規定による消防設備士免状の返納の命令
- (八) 第二十二条第二項の規定による市町村長に対する火災警報の通報
- (九) 第三十五条の三第一項の規定による火災原因の調査
- (一) 第三十五条の三第二項において準用する第三十二条の規定による関係者に対する質問又は通報の要求
- (二) 第三十五条の三第二項において準用する第三十四条第一項の規定による関係者に対する資料の提出の命令若しくは報告の要

00176

28

- (一) 第二十条の二の規定による消防に関する事項についての市町村に対する勧告、指導又は助言

(二) 第二十四条第二項の規定による非常事態の場合における災害防禦の措置に関する協定

(三) 第二十四条の二の規定による非常事態の場合における災害防禦の措置に関する指示

(四) 第二十四条の三の規定による非常事態の場合における市町村の消防の応援の要請又は消防機関の職員の応援出動等の措置の要求

(五) 第十三条法律第百八十六号に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第二項の規定による製造所等の修理、改造又は移転の命令

(二) 第十二条の二の規定による製造所等の使用の停止の命令

(三) 第十三条の二第三項の規定による危険物取扱主任者試験の施行

(四) 第十七条の七第一項の規定による消防設備士免状の交付

(五) 第十七条の八第一項の規定による消防設備士試験の施行

(六) 第四十四条の規定による消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第五条、の規定による消防施設に係る国の補助金の交付申請書の受理及び該書類の自治大臣への提出

(七) 第三十五条の三第二項において準用する第三十五条第二項の規定による所轄警察署への通報

(八) 第三十五条の三第一項において準用する第三十五条の二第一項の規定による被害者に対する質問又は証拠物の調査

(九) 第三十六条第一号の規定による防火管理に関する講習会の開催及び修了証書の交付

(十) 第三十六条の五の規定による消防設備士免状の書換え

(十一) 第三十六条の六第一項の規定による消防設備士免状の再交付

(十二) 第四十一条の十三第一項の規定による販売業者等に対する消防法第二十一条の十三第一項の規定による販売業者等に対する業務に関する報告の要求又は販売業者等の事務所等への立入り、消防の用に供する機械器具等の検査若しくは関係者に対する質問

(十三) 十五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

統計課	<p>(一) 第四条第一項の規定による防災に関する計画の作成及び実施並びに市町村等が処理する防災に関する事務等の実施の援助及びその総合調整</p> <p>(二) 第十六条第三項の規定による市町村防災会議の不設置の承認</p> <p>(三) 第十九条第一項の規定による市町村防災計画に係る地域の指定及び市町村防災会議の協議会の設置の指示</p> <p>(四) 第四十二条第三項の規定による市町村地域防災計画の作成又は修正についての事前協議</p> <p>(五) 第四十七条の規定による災害を予測する等のため必要な組織の整備及び改善</p> <p>(六) 第五十五条の規定による災害の事態及びこれに対応してとるべき措置についての通知又は要請</p>
統計法施行令	<p>(一) 第三十三条の規定による災害応急対策等に必要な派遣職員に関する資料の提出及び交換</p>
災害対策基本法施行令	<p>(二) 第五十五条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達</p>
統計法	<p>(三) 第五十三条第二項又は第五項の規定による災害の状況等についての報告の受理又は内閣総理大臣への報告若しくは中央防災会議への通報</p>
緊急輸送車輛の確認又は標章若しくは証明書の交付	<p>(四) 第五十七条の規定による公衆電気通信設備の優先的利用等の要求</p>
統計法	<p>(五) 第三十三条の規定による緊急輸送車輛の確認又は標章若しくは証明書の交付</p>
統計調査員の任免	<p>(六) 第八条第一項の規定による指定統計調査以外の統計調査の実施の届出</p>
統計調査の結果の公表	<p>(七) 第十二条第一項の規定による統計調査員の任免</p>
統計法施行令	<p>(八) 第十五条第二項の規定による指定統計の調査票の統計上の目的以外の使用の承認の申請</p>
統計法	<p>(九) 第八条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査区の設定、調査票の配付、取集、審査および集計、調査票その他関係</p>

厚生課	
	一 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一)	第十三条第八項の規定による町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の承認
(二)	第五十七条第二項の規定による社会福祉施設を設置して第一種社会福祉事業を経営することの許可（児童福祉施設の設置に係るもの）を除く。以下この号の(三)及び(四)において同じ。)
(三)	第六十二条第二項の規定による第一種社会福祉事業の経営の
	一 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一)	第五十四条第一項の規定による社会福祉法人の業務若しくは会計に関する報告の徴取又は業務若しくは財産の状況の検査（児童福祉施設に係るもの）を除く。以下この号の(二)から(四)までにおいて同じ。)
(二)	第五十六条第二項の規定による社会福祉法人の監督
(三)	第五十八条第二項の規定による社会福祉施設の名称等の変更

許可

- 四 第六十七條の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止の命令又は許可の取消し
- 二 民生委員法（昭和二十三年法律第二百九十八号）、第七条の規定による民生委員の再推薦の命令及び推薦
- 三 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 生活保護の特別基準の設定
 - (二) 第二十条第一項の規定による市町村長に対する指揮監督
 - (三) 第二十三条第一項の規定による市町村長の行なう事務の監査の実施
 - (四) 第二十八条第一項の規定による医師の指定
 - (五) 第四十一条第二項の規定による市町村の保護施設の設置の認可
 - (六) 第四十二条第二項の規定による社会福祉法人又は日本赤十字社の保
社の保護施設の設置の認可
 - (七) 第四十二条の規定による社会福祉法人又は日本赤十字社の保
護施設の休止又は廃止の時期の認可
 - (八) 第四十五条第一項及び第二項の規定による保護施設の設備若
しくは運営の改善、若しくは事業の停止若しくは保護施設の廃
止の命令又は保護施設の設置の認可の取消し
 - (九) 第五十二条第三項（第五十五条において準用する場合を含
む。）の規定による医療機関指定の取消し
 - 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に基づ
く知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- 四 第六十五条の規定による社会福祉事業を経営する者に対する報告の請求又は施設等の検査若しくはその他事業経営の調査の実施
- (五) 第六十九条第一項の規定による寄附金の募集の許可
- 二 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第二百五十五号）第二十三条第一項の規定による立入検査
- 三 民生委員法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条の規定による民生委員の定数の決定
 - (二) 第五条第一項の規定による民生委員の推薦
 - (三) 第十一条第一項の規定による民生委員の解嘱の具申
 - (四) 第十七条第一項の規定による民生委員に対する指揮監督（市
の区域に置かれた民生委員の指揮監督に限る。）
 - (五) 第十八条の規定による民生委員の指導訓練に関する計画の樹
立及び市の区域に置かれた民生委員の指導訓練の実施
 - (六) 第二十条第一項の規定による民生委員協議会を組織すべき区
域についての決定
 - (七) 第四十二条の規定による社会福祉法人又は日本赤十字
社の保護施設の名称等の変更の認可
 - (八) 第四十三条第一項の規定による保護施設の運営についての指

- (一) 第二十七条第三項の規定による市町村の身体障害者更生援護施設の設置の認可又は同条第五項の規定による市町村の養成施設の設置の認可
- (二) 第四十一条第一項の規定による身体障害者更生援護施設の設置又は身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設の身体障害者更生援護施設への附置の認可
- (三) 第四十四条第一項の規定による保護施設の管理者に対する報告の請求又は保護施設への立入り若しくは設備及び会計書類等の閲覧等の請求若しくは検査
- (四) 第四十六条第三項の規定による保護施設の管理規程の変更の命令
- (五) 第四十八条第三項の規定による保護施設の長の指導に対する制限及び禁止の命令
- (六) 第四十九条(第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療を担当する機関の指定
- (七) 第五十三条(第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による診療内容等の審査又は診療報酬の額の決定に当つての社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会等への諮問及びその決定並びに支払いの事務の委託
- (八) 第五十四条第一項の規定による指定医療機関の管理者に対する報告の命令又は設備等の実地検査の実施
- (九) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に対する国庫負担に係る事務費支弁額の決定
- (十) 第十五条第一項の規定による医師の指定又は同条第四項の規定による身体障害者手帳の交付
- (十一) 第十六条第二項の規定による身体障害者手帳の返還の命令
- (十二) 第十九条の五の規定による診療内容等の審査又は診療報酬の規定による組合の設立の認可
- (十三) 第四十三条第三項の規定による定款変更の認可
- (十四) 第五十七条の規定による理事の選任

四 第六十二条第二項の規定による組合の解散の認可

五 第六十三条第一項の規定による解散組合の継続の認可

(イ) 第六十五条第二項の規定による組合の合併の認可

(乙) 第九十五条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停

止命令又は組合の解散の命令

九 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるるもの

(イ) 第二十四条第一項の規定による救助に関する業務への従事命令（鳥取市の区域内の災害に係るものに限る。以下この号の(イ)及び(ニ)において同じ。）

(ニ) 第二十五条の規定による救助に関する業務への協力命令

(ミ) 第二十六条第一項の規定による病院等の管理、土地等の使用又は物資の生産等を業とする者に対する物資の保管命令若しくは物資の収用

十 鳥取県立社会福祉施設及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）第六条の規定による鳥取県立岩井長者寮における使用料减免の決定

六 身体障害者福祉法施行令第八条第二項の規定による身体障害者更生援護施設の種類の変更及び身体障害者更生援護施設若しくは

身体障害者更生援護施設の国庫負担及び国庫補助に係る事務費支弁額の決定

七 身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二十四条の規定による補装具の交付の承認

八 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(イ) 第十六条第一項第三号に規定する職親の認定

(ニ) 精神薄弱者援護措置費の国庫負担及び国庫補助に係る事務費支弁単価の決定

九 老人福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(イ) 第十六条の規定による養護老人ホーム等の廃止又は休止の時

額の決定に当たつての社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会への諮問及びその決定並びに支払の事務の委託

四 第十九条の六の規定による指定医療機関の管理者に対する報告の請求若しくは診療録その他の帳簿書類の検査の実施又は診

療報酬の支払いの一時差止めの命令若しくは一時差止め

五 第三十九条の規定による市町村が設置する身体障害者更生援護施設の長に対する報告の請求又は実地監督の実施

- (三) 第十八条の規定による養護老人ホーム等の長に対する報告の請求又は実地監督の実施
- 四 第十九条第一項の規定による養護老人ホーム等長に対する設備等の改善の命令又は事業の停止の命令
- (五) 第二十九条第三項及び第四項の規定による報告の請求又は施設の設備若しくは運営の調査の実施若しくはこれに係る勧告に当たつての地方社会福祉審議会への諮問及びその勧告
- (六) 老人保護措置費の国庫負担に係る施設事務費支弁額の決定
- 十 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)第四条第一項の規定による養護老人ホーム等の定員を減少しようとする時期の認可
- 十一 公益質屋法施行規則(昭和二年内務省令第三十四号)第十四条の規定による業務に関する規程の設定又はその変更の認可
- 十二 公益質屋法施行細則(昭和二年鳥取県令第六十七号)第六条ただし書の規定による特別の事情による帳簿の種類等の設定の認可
- 十三 消費生活協同組合法第九十七条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十二条第三項ただし書の規定による組合員以外の者にその事業を利用させることの許可又は同条第五項の規定による組合に対する措置の命令
- (二) 第二十六条第二項の規定による模範定款例の設定
- (三) 第九十四条の規定による組合の業務又は会計の検査(組合の

事務所が町村の区域内にある場合の当該組合に係るものを除く。)

四 第九十六条の規定による議決又は選挙若しくは当選の取消し

十四 災害救助法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第二十七条の規定による施設等への立入検査の実施又は物資を保管させた者からの報告の微取(当該立入検査に係る場所又は保管場所が鳥取市の区域内である場合に限る。)

(二) 第二十八条の規定による公衆電気通信設備の優先的利用又是有線電気通信設備若しくは無線設備の使用の命令(当該公衆電気通信設備等の所在場所が鳥取市の区域内である場合に限る。)

十五 災害救助法施行規則(昭和二十二年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号)第四条第三項の規定による救助に関する業務への従事命令の取消し(鳥取市の区域内の災害に係るものに限る。)

十六 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による行旅病人又はその同伴者の引取り(町村長が救護した者を除く。以下この号の(二)において同じ。)

(二) 第八条第二項において準用する第五条の規定による行旅死亡人の同伴者の引取り

十七 行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ救護並ニ取扱ニ関スル件(明治三十二年内務省令第二十三号)第六条の規定による行旅病人等の救護の委託(町村長が救護した者に係る委託を除く。)

- 十八 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則（昭和三十三年八月鳥取県規則第三十一号）第五条ただし書の規定による県に請求することができる費用の範囲又は限度の特別の事由による承認（町村の区域に係るもの）を除く。）
- 十九 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）第二条ただし書の規定による旧軍人、旧準軍人及び旧軍属並びにこれらの者の遺族に関する恩給請求書類の受理及び進達
- 二十 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による障害年金、遺族年金及び遺族給与金に係る受給権調査実施要領に基づく障害年金等の受給権の調査
- 二十一 戰傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和二十七年政令第百四十三号）第十一条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金等に関する請求書等の受理、障害年金等を受ける権利の裁定に必要な調査又は遺族年金等に関する証書等の記入若しくは交付
- 二十二 戰傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）第四十五条の規定による軍人軍属等に係る障害年金等若しくは遺族年金等に関する請求書等、遺族年金証書等又は障害年金等に関する処分についての異議申立書の受理及び送付
- 二十三 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）第三条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第二項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定

二十四 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付

(二) 第三条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付

二十五 特別給付金国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十五号）第九条の規定による特別給付金国庫債券印鑑等届出書の受理及び送付

二十六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に基づき交付された特別給付金国庫債券の買上償還額の福祉事務所別割当又は買上状況の報告

二十七 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により交付された特別給付金国庫債券の買上償還額の福祉事務所別割当又は買上状況の報告

二十八 戰傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第十三条第一項又は附則第八条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による戦傷病者手帳の交付

(二) 公務上の傷病につき恩給法の規定による増加恩給等の給付の裁定を受けた者以外の者に係る公務上の傷病の認定に必要な調査

(三) 第五条の規定による戦傷病者手帳の記載事項の訂正又は戦傷病者手帳の提出の命令

四 第六条の規定による戦傷病者手帳の返還の命令

(五) 第十五条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による診療内容等の審査又は診療報酬の額の決定

(六) 第十六条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関の管理者に対する必要な報告の請求又は指定医療機関の診療録その他の帳簿書類の実地検査の実施

(七) 第十七条第一項又は第三項(第二十条第五項において準用する場合を含む。)の規定による療養費の支給又は療養を行なつた者等に対するその行なつた療養に關する報告の請求、診療録等の提出の命令又は質問の実施

(八) 第十八条第一項の規定による療養手当の支給

(九) 第十九条第一項又は第二項の規定による葬祭費又は葬祭に要した費用に相当する金額の支給

(十) 第二十一条第一項又は第四項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給

(十一) 第二十二条第一項の規定による補装具の支給若しくは修理又は補装具の購入又は修理に要する費用の支給

(十二) 第二十四条の規定による戦傷病者等に対する報告の請求又は戦傷病者に対する医師の診断を受けるべきことの命令

二十九 戰傷病者特別援護法施行令第十三条の規定により知事の権

限に属するものとされた同令第六条の規定による戦傷病者手帳の再交付

三十 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第一項の規定による療養券の交付

(二) 第十条の規定による療養手当の支給を終える旨の通知又は療養手当の全部又は一部を支給しないこととした旨の通知

(三) 第十三条第一項の規定による更生医療券の交付（市の区域に居住する者に交付する場合に限る。）

(四) 第十五条第一項の規定による補装具交付券又は補装具修理券の交付（市の区域に居住する者に交付する場合に限る。）

(五) 第十六条第一項の規定による国立保養所入所請求書等の書類の受理及び送付

(六) 第十七条の規定による請求の却下等の通知

三十一 戦傷病者乗車券引換規程（昭和三十一年日本国有鉄道公示第九十八号）第三条の規定による戦傷病者乗車券引換証（甲種又は乙種）の交付

三十二 未帰還者に関する特別措置法施行令（昭和三十四年政令第五十一号）第一条の二又は第二条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条第一項の規定による民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の宣告の請求

(二) 第三条第一項の規定による未帰還者の遺族に対する弔慰料の

支給

三十三 未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）第三条の規定による弔慰料の請求についての決定の結果の通知

三十四 引揚者給付金等支給法施行令（昭和三十二年政令第百十二号）第九条の規定により知事の権限に属するものとされた引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）第三条の規定による引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定

三十五 引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による引揚者給付金認定通知書若しくは遺族給付金認定通知書又は引揚者給付金却下通知書若しくは遺族給付金却下通知書の交付

(二) 第六条の規定による引揚者給付金若しくは遺族給付金に関する請求書又は通知書の受理及び送付

三十六 戦没者の叙位・叙勲に関する調査進達及び伝達

三十七 軍歴証明書の交付

三十八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十一年政令第百八十三号）第三条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十一年法律第百号）第四条の規定による特別弔慰金を受ける権利の認定

三十九 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和

四十年厚生省令第二十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による特別弔慰金裁定通知書又は特別弔慰金却下通知書の交付

(二) 第三条第一項の規定による特別弔慰金請求書又は特別弔慰金に関する通知書の受理及び送付

四十 特別弔慰金国庫債券の発行交付等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第四十一号)第九条の規定による特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書の受理及び送付

四十一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十一年政令第二百二十七号)第三条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)第三条第一項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定

四十二 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則(昭和四十一年厚生省令第二十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の受理及び送付

(二) 第三条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付

四十三 未帰還者留守家族等援護法施行令(昭和二十八年政令第二百十一号)第一条第二項又は第三項の規定により知事の権限に属するものとされた未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律

(第三種郵便物認可) 昭和42年12月25日 月曜日

鳥取県公報

年政令第五号) 第二条の規定により知事の権限に属するものとされた旧勲章年金受給者に関する特別措置法(昭和四十二年法律第一号) 第二条の規定による一時金を受ける権利の認定に必要な調査

五十 旧勲章年金受給者に関する特別措置法施行規則(昭和四十二年総理府令第二号) 第二条の規定による旧勲章年金受給者一時金請求書の受理及びこれの内閣総理大臣への送付

五十一 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百一十六号) 第四条の規定により知事の権限に属するものとされた引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号) 第三条第二項の規定による特別交付金を受けける権利の認定又は第十四条第一項の規定による償還金の全部又は一部に相当する金額の返還の命令

五十二 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則(昭和四十二年総理府令第四十号) に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条及び第三条の規定による引揚者特別交付金請求書の受理

(二) 第三条の規定による遺族特別交付金請求書の受理

(三) 第四条の規定による特別交付金認定通知書又は特別交付金却下通知書の交付

(四) 第五条の規定による特別交付金の支給を受けるべき順位の変更請求書の受理

(五) 第六条の規定による特別交付金請求書又は特別交付金に関する

婦人
童課
児

る通知書の受理又は送付

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十五条第三項、第四項及び第六項の規定による児童福祉施設の設置の認可、設置の命令及び休廃止の承認
- (二) 第四十六条第三項の規定による事業の停止の命令
- (三) 第五十八条の規定による児童福祉施設の認可の取消し、閉鎖の命令及び事業の停止の命令
- 二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第二項から第四項までの規定による保母試験の施行、証明書交付及び試験の合格の決定
- 三 児童福祉法施行細則（昭和二十三年七月鳥取県規則第四十号）第三十八条の規定による費用の基準の改訂
- 四 第四十六条第一項及び第二項の規定による報告の徴収、実地監督、改善の勧告及び命令（町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設の長並びに町村の区域に居住する第三十条第一項に規定する者に係るもの）を除く。）
- (五) 第五十三条の二の規定による事務処理状況の実地の調査
- 一 児童福祉法施行令第十二条の二の規定による児童福祉施設の実地の検査（町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設に係るもの）を除く。）
- 三 母子福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十二条の規定による母子福祉資金貸付金の停止の決定
- (二) 第十四条第一項第三号及び第二項の規定による母子福祉団体に対する承認、勧告及び立入検査

00193

- (三) 第十五条第三号、第四号、第五号及び第六号の規定による母子福祉資金貸付金の一時償還の決定
- 四 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則（昭和四十年二月鳥取県規則第七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第三条の規定による貸付の決定及び通知（鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号。以下「地方機関等決裁規則」という。別表第二福祉事務所長の項第十九号の規定により福祉事務所長に委任された事務を除く。）
 - (二) 第六条第二項及び第三項の規定による償還金の免除の決定及び通知
- 五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条第一項の規定による受給資格及び手当の額の認定
 - (二) 第八条第二項の規定による手当の額の改定
 - (三) 第十四条の規定による支給の停止
 - (四) 第十五条の規定による支払の一時差止め
 - (五) 第十六条の規定による未支払手当の支払の決定
 - (六) 第二十九条の規定による質問、書類等の提出の命令及び診断の命令
 - (七) 第三十条の規定による資料の提供要求等
 - (八) 第三十一条の規定による手当の支払の調整
- 六 特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

<p>保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 健康保険法（大正十一年法律七十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (二) 第二条第二項の規定による金銭以外の報酬の価格の決定 (三) 第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定 (四) 第四十三条ノ五第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>一 健康保険法（大正十一年法律七十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二条第二項の規定による金銭以外の報酬の価格の決定</p> <p>(二) 第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定</p> <p>(三) 第四十三条ノ五第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録</p> </td><td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>一 健康保険法第四十三条ノ七（第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の療養の給付又は保険医若しくは保険薬剤師の診療若しくは調剤に関する指導</p> <p>二 健康保険法施行令第一条の規定により知事の権限に属するものとされた健康保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三十六条の規定による健康保険組合の規約の変更の認可</p> <p>(二) 第三十七条の規定による健康保険組合に対する事実に関する</p> </td></tr> </table>	<p>一 健康保険法（大正十一年法律七十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二条第二項の規定による金銭以外の報酬の価格の決定</p> <p>(二) 第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定</p> <p>(三) 第四十三条ノ五第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録</p>	<p>一 健康保険法第四十三条ノ七（第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の療養の給付又は保険医若しくは保険薬剤師の診療若しくは調剤に関する指導</p> <p>二 健康保険法施行令第一条の規定により知事の権限に属するものとされた健康保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三十六条の規定による健康保険組合の規約の変更の認可</p> <p>(二) 第三十七条の規定による健康保険組合に対する事実に関する</p>
<p>一 健康保険法（大正十一年法律七十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二条第二項の規定による金銭以外の報酬の価格の決定</p> <p>(二) 第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定</p> <p>(三) 第四十三条ノ五第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録</p>	<p>一 健康保険法第四十三条ノ七（第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の療養の給付又は保険医若しくは保険薬剤師の診療若しくは調剤に関する指導</p> <p>二 健康保険法施行令第一条の規定により知事の権限に属するものとされた健康保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三十六条の規定による健康保険組合の規約の変更の認可</p> <p>(二) 第三十七条の規定による健康保険組合に対する事実に関する</p>		

- する場合も含む。)の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令若しくは保険医療機関の開設者等に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは検査の実施
- 二 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第一条の規定により知事の権限に属するものとされた健康保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十七条ノ二の規定による健康保険組合に対する施設をなすことの命令又はこれに必要な費用の支出の命令
- (二) 第三十八条第一項の規定による健康保険組合の役員の欠缺等の場合の職務の執行の実施
- (三) 第四十三条ノ九第三項の規定による健康保険組合が保険医療機関又は保険薬局と療養の給付に関し請求することができる費用の額についての別段の定めをなす契約の締結の認可
- (四) 第七十一条ノ四第三項の規定による保険料率の認可
- 三 健康保険法施行令第七十三条の規定により知事の権限に属するものとされた同令に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四十九条の規定による組合の保険料率の変更の認可
- (二) 第五十五条の規定による組合の重要財産の処分の認可
- 四 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百三十九号)
- 第十四条第三項の規定による審査委員会の委員の推薦
- 五 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第二項の規定による通貨以外の賃金の価額の決定
- (二) 第十三条の二において準用する健康保険法第四十三条の十の
- 報告の徴収、事業等の状況の検査、規約の変更の命令等の監督上必要な処分
- 三 健康保険法施行令第二条の規定により知事が行なうものとされた健康保険法第二十三条の規定による被保険者等の疾病的療養等のため必要な施設の実施又は必要な費用の支出
- 四 健康保険法施行令第七十三条の規定により知事の権限に属するものとされた同令第四十五条第一項の規定による組合の予算の認可又はその更生若しくは追加の認可
- 五 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づき保険医療機関が厚生大臣の別に定める基準により行なつた看護給食又は寝具設備の承認
- 六 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条の規定による保険医登録票又は保険薬剤師登録票の交付
- (二) 第六条の規定による保険医登録票又は保険薬剤師登録票の記載事項の変更後の管轄都道府県知事への通知、名簿への所要事項の記載をした旨の変更前の管轄都道府県知事への通知、名簿の記載の削除又は保険医又は保険薬剤師への登録票の書換交付
- 七 社会保険診療報酬支払基金法に基づく知事の権限に属する事務の記載の削除又は保険医又は保険薬剤師への登録票の書換交付

- 規定による保険医療機関等に対する報告等の命令若しくは保険医療機関等の開設者に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは検査の実施
- 六 日雇労働者健康保険法施行令（昭和二十八年政令第三百三十一号）第一条の規定により知事が行なうものとされた日雇労働者健康保険法第十三条第三項の規定による保険医療機関又は保険薬局との療養の給付に關し請求することができる額につき別段の定めをなす契約の締結
- 七 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二十五条の規定による通貨以外の報酬の価額決定
- 八 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (+) 第三条第二項の規定による金銭以外の報酬の価額の決定
- (+) 第二十八条ノ五において準用する健康保険法第四十三条ノ十の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令若しくは保険医療機関等の開設者に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは検査の実施
- 九 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第二条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた船員保険法第二十八条ノ四第三項（第三十一条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関又は保険薬局との療養の給付に關し請求することができる費用の額について別段の定めをなす契約の締結
- 十 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づく知のうちに掲げるもの
- (+) 第十四条の三第一項の規定による審査委員会が行なう診療担当者に対する出頭の要求等の承認
- (+) 第十四条の四の規定による基金が診療担当者に対して行なう診療報酬の支払いの一時差止めの承認
- 八 社会保険診療報酬支払基金法第二十条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた場合における同条第一項の規定による基金の従たる事務所等の役員に対する基金の業務等の報告の請求又は基金の業務等の状況等の検査の実施
- 九 日雇労働者健康保険法第十三条の二において準用する健康保険法第四十三条の七の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の療養の給付又は保険医若しくは保険薬剤師の診療若しくは調剤に関する指導
- 十 船員保険法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (+) 第四条第二項の規定による標準報酬の決定
- (+) 第十九条ノ二の規定による被保険者の資格の取得等の確認
- (+) 第二十一条ノ二の規定による船舶所有者からの被保険者の資格の取得等の届出の受理
- (+) 第二十一条ノ三の規定による被保険者の資格の取得等の確認等を行なつた旨の船舶所有者への通知又は被保険者の所在が不明のためその通知を受けた旨を被保険者に通知できない旨の船舶所有者からの届出の受理
- (+) 第二十二条ノ四第一項の規定による被保険者の資格の取得等

事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十七条第一項の規定による病院等の開設者からの療養の

給付を取り扱おうとする旨の申出の受理

(二) 第三十九条第一項の規定による国民健康保険医又は国民健康

保険薬剤師の登録

(三) 第四十五条第三項の規定による保険者が療養取扱機関と療養

の給付に要する費用の額についての別段の定めをなす契約の締

結の認可

(四) 第四十六条第一項の規定による療養取扱機関に対する報告等

の命令若しくは療養取扱機関の開設者等に対する出頭の要求又

は関係者に対する質問若しくは検査の実施

に関する事務の届出に係る事実がないと認めた旨の船舶所有者への通知

(六) 第二十八条ノ五において準用する健康保険法第四十三条ノ七

の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の療養の給付又は

保険医若しくは保険薬剤師の診療若しくは調剤に関する指導

(七) 第二十九条ノ二の規定による療養費の支給

(八) 第二十九条の規定による療養費の額の決定

(九) 第三十条の規定による傷病手当金の支給の決定及びその額のさ

れた船員保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(十) 第三十一条ノ二第一項から第三項までの規定による家族療養

費の支給の決定及びその額の算定

(十一) 第三十二条の規定による分娩費又は出産手当金の支給の決定

及びその額の算定

(十二) 第三十二条ノ二の規定による育児手当金の支給の決定及びそ

の額の算定

(十三) 第三十三条の規定による配偶者分娩費又は育児手当金の支給

の決定及びその額の算定

(十四) 第三十三条ノ十五の規定による技能習得に要する費用又は寄

宿に要する費用の支給の決定及びその額の算定

(十五) 第三十三条ノ十七の規定による被保険者であつた者又はその者により生計を維持している家族の移転に要する費用の支給の

決定及びその額の算定

- (四) 第四十九条ノ二の規定による行方不明手当金の支給の決定
 (五) 第四十九条ノ三の規定による行方不明手当金の額の算定
 (六) 第五十条ノ九の規定による葬祭料の支給の決定及びその額の算定
- (一) 第五十条ノ十の規定による家族葬祭料の支給の決定及びその額の算定
- (二) 第五十一条(第五十六条ノ二において準用する場合を含む。)の規定による被保険者等が故意に事故を生じさせたときの療養の給付等をしないことの決定
- (三) 第五十二条(第五十六条ノ二において準用する場合を含む。)の規定による被保険者等が故意の犯罪行為等により事故を生じさせたときの療養の給付等をしないことの決定
- (四) 第五十四条の規定による故意に療養に関する指揮に従わなかつた者に対する傷病手当金の支給をしないことの決定
- (五) 第五十六条第二項(第五十六条ノ二において準用する場合を含む。)の規定による保険給付の支給をしないことの決定
- (六) 船員保険法施行令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた船員保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (七) 第四条ノ二第二項の規定による報酬月額の算定
- (八) 第八条の規定による戸籍事務を管掌する者等に対する被保険者等の戸籍に関する証明の請求
- (九) 第九条第一項又は第三項の規定による被保険者を使用する船舶所有者に対する報告の請求、文書の提示の要求若しくは船員保険の施行についての事務の実施の要求又は被保険者等に対する船員保険の施行に関する報告等の請求若しくは文書の提示の要求若しくは出頭の命令

- 四 第九条ノ二第一項の規定による船舶所有者に対する被保険者の異動等に関する物件の提出等の命令又は関係者に対する質問若しくは船舶所有者の事務所等の検査の実施
- 五 第九条ノ三の規定による医師等に対するその行なつた診療等に関する報告若しくは物件の提示の命令若しくは質問の実施又は療養の給付等を受けた者等に対する診療等の内容に関する報告の命令若しくは質問の実施
- 六 第二十条第二項の規定による被保険者になろうとする申請で期限を経過したものとの受理
- 七 第五十五条の規定による傷病手当金等を支給しないことの決定
- 八 第五十六条第一項(第五十六条ノ二において準用する場合を含む。)の規定による保険給付を行なうについての物件の提出等の命令若しくは質問若しくは診断の実施
- 十三 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの受理
- (一) 第十三条の規定による被保険者の氏名の変更についての届書の受理
- (二) 第十四条の規定による被保険者となるとする者からの申請書の受理
- (三) 第十五条の規定による被保険者からの氏名又は住所を変更した場合の届書の受理
- 四 第十六条の規定による被保険者の資格を喪失しようとする者の申請書の受理

- (五) 第十七条の規定による船舶所有者がその氏名又は住所を変更した場合の届出の受理
- (六) 第十七条ノ二の規定による被保険者証の交付、被保険者証の記号の番号を変更した旨の通知、被保険者証の記号番号等の変更による改訂のための被保険者証の受理及びこれの返付又は被保険者証の滅失若しくは毀損若しくは被保険者証に余白がなくなつた場合の届出の受理
- (七) 第十七条ノ四の規定による船舶所有者からのその使用する被保険者が被扶養者を有する場合の届書の受理
- (八) 第十七条ノ五の規定による被扶養者証の交付、被保険者の記号番号等の変更又は被扶養者の異動による被扶養者証の改訂のための被扶養者証の受理及びその返付又は被扶養者証の滅失若しくは毀損若しくは被扶養者証に余白がなくなつた場合の届出の受理
- (九) 第十七条ノ六の規定による被保険者証又は被扶養者証の更新
- (十) 国民健康保険法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (十一) 第十二条の規定による市町村が行なう条例の制定又は改廃についての協議
- (十二) 第二十七条第二項の規定による組合会の規約の変更等の議決の認可
- (十三) 第三十四条において準用する民法第七十二条第二項の規定による国民健康保険組合の財産の処分の許可
- (十四) 第八十九条第一項の規定による審査委員会が行なう療養取扱

国民年
金課 年

- 一、国民年金事務費交付金の交付申請書又は決算報告書の受理、審査及び進達
- 二、国民年金特別融資申請書の受理、審査及び国民年金特別融資事業に係る諸報告（国民年金特別融資事業完了の報告を除く。）
- 三、年金福祉事業団の、融資の借入申込みに関する厚生大臣への報告
- 四、第百七条の規定による受給権者に対するその者の身分関係等の実施

機関に対する報告の請求等の承認

十五、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条の規定による国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師に関する名簿の記載事項の変更後の住所地の都道府県知事への

通知、名簿への所要事項の記載をした旨の変更前の住所地の都道府県知事への通知、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師に関する名簿の記載の削除又は国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師への登録票の書換交付

(二) 第八条の規定による他の都道府県知事の登録に係る国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師について国民健康保険法第四十九条第一項各号の一に該当する事実があつた旨の通知

一、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの。ただし、この号の(二)から(六)までに掲げるものについては、老令福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金に係るものに限る

(一) 第八十三条の規定による老令福祉年金等の受給権の裁定

(二) 第百五条第三項及び第四項の規定による届書等の受理

(三) 第百六条第一項の規定による被保険者に対する国民年金手帳の提出の命令又は被保険者の資格等に関する処分に関する質問の実施

<p>衛生課</p> <p>一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第七条第一項又は第二項の規定による病院の開設の許可又は病床数等の変更の許可</p> <p>(二) 第十二条第一項ただし書の規定による病院等の開設者が他の者にその管理をさせる場合の許可（一の保健所の管轄区域内に</p> <p>四 第十八条ただし書の規定による病院に専属の薬剤師を置かな</p>	<p>に係る事項に関する物件の提出の命令若しくはこれらの事項に関する質問の実施又は障害年金の受給権者等に対する医師等の診断を受けることの命令若しくはこれらの者の廃疾の状態の診断の実施</p> <p>(五) 第百八条の規定による受給権者等の資産等の状況等について郵便局等に対する書類の閲覧等の請求又は銀行等に対する報告の請求</p> <p>六 附則第八条の規定による被用者年金各法に定める組合その他管掌機関に対する資料の提供の請求</p> <p>二 国民年金特別融資事業の完了の報告</p> <p>三 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条の規定により知事が行なうものとされた国民年金法に基づく事務のうち次に掲げるもの。ただし、老令福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金に係るものに限る</p> <p>(一) 第十六条の規定による給付をうける権利の裁定</p> <p>(二) 第三十四条の規定による廃疾の程度の診査</p> <p>(三) 国民年金に関する証書の作成</p> <p>一 医療法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条第一項の規定による総合病院と称することとの承認</p> <p>(二) 第九条の規定による病院の休止等の届出の受理</p> <p>(三) 第十六条ただし書の規定による病院に医師を宿直させないことの許可</p>
---	---

係るものを除く。)

- (三) 第十二条第二項の規定による病院等を管理する医師等が他の病院等の管理者となる場合の許可(当該病院等が当該医師等の管理する診療所又は助産所の所在地を管轄する保健所の管轄区域内に所在する場合を除く。)
- (四) 第二十九条第一項の規定による病院等の開設の許可の取消し又は閉鎖の命令
- (五) 第三十条の規定による第二十九条に規定する处分を受ける者に対する弁明の機会の供与
- (六) 第四十四条の規定による医療法人の設立の認可
- (七) 第五十七条第四項の規定による医療法人の合併の認可
- (八) 第六十四条の規定による医療法人の行なつてある業務の全部又は一部の停止の命令
- (九) 第六十五条又は第六十六条の規定による医療法人の設立認可の取消し
- (一) 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第七条第五項の規定による医師の免許の取消の処分等がなされるに当たつての当該処分等を受ける者の弁明をなさすべき日時等の通知及び弁明の機会の供与
- (三) 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第五項の規定による歯科医師の免許の取消の処分等がなされるに当たつての当該処分を受ける者の弁明をなさるべき日時等の通知及び弁明の機会の供与
- (四) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第八条第二項又は
- (五) 第二十一條第一項ただし書の規定による病院に同項に定める人員若しくは施設を有さないこと又は記録を備えないことの許可
- (六) 第二十四条の規定による病院の開設者に対する病院の施設の使用の制限等の命令
- (七) 第二十五条第一項の規定による病院の開設者等に対する報告の命令又は病院への立入り及び清潔保持の状況等の検査の実施
- (八) 第二十七条の規定による病院の構造設備の検査及び許可証の交付
- (九) 第二十八条の規定による病院の管理者の変更の命令
- (一) 第二十九条第二項の規定による総合病院と称することの承認の取消し
- (二) 第三十五条第一項の規定による公的医療機関の開設者等に対する同項に規定する事項の命令又は同条第二項の規定による公的医療機関の開設者に対するその運営についての指示の取消し
- (三) 第五十一条第一項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可
- (三) 第五十五条第三項の規定による医療法人の解散の認可
- (四) 第五十六条第二項又は第三項の規定による解散した医療法人の残余財産の処分又は帰属させる者の認可
- (五) 第六十八条において準用する民法第四十条又は第五十六条の規定による医療法人の名称等の決定又は仮理事の選任

- は第三項の規定による歯科衛生士の免許の取消し若しくは業務の停止命令又は再免許
- 停止命令又は再免許
- 限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条第二項の規定による歯科技工士の免許の取消し又はその業務の停止の命令
- (二) 第二十五条の規定による歯科技工所の使用禁止
- (三) 診療エツクス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第九条第二項又は第三項の規定による診療エツクス線技師の免許の取消し若しくは業務の停止の命令又は再免許
- (四) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第九条の規定による施術者の業務の停止又は免許の取消し
- (五) 衛生検査技師法(昭和三十三年法律第七十六号)第八条第二項又は第三項の規定による衛生検査技師の免許の取消し又は再免許
- (六) 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十四条第四項又は第五項の規定による准看護婦の免許の取消し若しくは業務の停止の命令又は再免許
- (二) 第二十二条第一項第二号の規定による准看護婦養成所の指定
- (三) 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省令、厚生省令、第一号)第十四条の規定による准看護婦養成所の指定の取消し
- (四) 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第十一
- による医業等に關して広告する事項の許可
- 二 歯科衛生士法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第七条の規定による歯科衛生士の免許
- (二) 第八条第一項又は第三項の規定による歯科衛生士の免許の取消し又は再免許の授与
- (三) 歯科衛生士法施行令(昭和二十八年政令第三百八十四号)第九条の規定により知事の権限に属するものとされた歯科衛生士法第十一条第一項の規定による歯科衛生士試験の施行
- (四) 歯科衛生士法施行令第六条の規定による歯科衛生士免許証の再交付
- 三 歯科技工法による歯科衛生士の免許の取消し又は再免許
- (一) 第七条の規定による歯科技工士の免許又は歯科技工士免許証の交付
- (二) 第八条第一項の規定による歯科技工士の免許の取消し
- (三) 第九条の規定による聴問の実施
- (四) 第十二条の規定による歯科技工士試験の実施
- (五) 第十四条の規定による歯科技工士試験の受験資格の認定
- (六) 第二十六条の規定による歯科技工の業又は歯科技工所に関する広告する事項の許可
- 五 歯科技工法施行令(昭和三十年政令第二百二十九号)第六条の規定による歯科技工士の免許証の再交付
- 六 診療エツクス線技師法に基づく知事の権限に属する事務のうち

条の規定による救急病院等の認定等の告示

十二 保健婦助産婦看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(昭和三

十七年十一月鳥取県規則第六十九号)第七条の規定による修学資

金の貸付の決定

十三 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による薬局の開設の許可

(二) 第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可

(三) 第二十八条第一項の規定による薬種商販完業の許可

(四) 第七十五条第一項の規定による薬局の開設の許可等の取消し又はその業務の停止の命令

(五) 第七十六条の規定による薬局等の管理者の変更の命令等の処分の理由の通知及び処分について弁明等の機会の供与

十四 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第八条第三項の規定による薬剤師の免許の取消し等の必要がある旨の具申

十五 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第一項第三号の規定による毒物、劇物取扱者試験の実施

(二) 第十九条第二項及び第四項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者の登録の取消し又はその業務の停止の命令

十六 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五十一条第一項及び第二項の規定による麻薬卸売業等の免

次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による診療エツクス線技師の免許

(二) 第八条の規定による診療エツクス線技師免許証の交付又は再交付

(三) 第九条第一項又は第三項の規定による診療エツクス線技師免許の取消し又は再免許の授与

七 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律第二条の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許若しくは柔道整復師免許又はこれに係る試験の施行

八 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行令(昭和二十八年政令第三百八十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証、きゅう師免許証又は柔道整復師免許証の交付

(二) 第八条の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証、きゅう師免許証又は柔道整復師免許証の再交付

九 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十四号)第二十三条の規定によるあん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験又は柔道整復師試験の不正行為のあつた者に対する受

験の停止又はその試験の無効の決定若しくは受験の禁止

十 衛生検査技師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

許の取消し又は麻薬に関する業務若しくは研究の停止の命令及びこれらの厚生大臣への報告

(一) 第七条の規定による衛生検査技師の免許及び衛生検査技師免許証の交付

(二) 第五十二条の規定による麻薬卸売業等の免許の取消し等の処分に係る聽聞の実施

十七 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第八条

第二項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者等の指定の取消し等の処分に係る聽聞の実施

十八 調理師法(昭和三十三年法律第二百四十七号)第六条の規定による調理師の免許の取消し又はその処分を受ける者へのその理由の通知若しくは弁明等の機会の供与

十九 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条の規定による飲食店営業等の施設の基準の設定
(二) 第二十二条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止
(三) 第二十三条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止
(四) 第二十四条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止
(五) 第二十七条の規定による食品等に基因して中毒した患者又はその疑のある者についての保健所長からの報告の受理及びその厚生大臣への報告

二十 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)別表の二の(一)の3の規定による牛乳を(氏)

十度以下に冷却して保存しないことの承認若しくは(二)の(3)の2、

(二)の(4)の2、(二)の(5)の3若しくは(二)の(1)の3において牛乳の例によるものとされた殺菌山羊乳、脱脂乳、加工乳若しくは乳飲料を(氏)

(二) 第八条第一項又は第三項の規定による衛生検査技師の免許の取消し又は再免許の授与

(三) 第八条第二項の規定による衛生検査技師の名称の使用の停止の命令

十一 衛生検査技師法施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)

第八条の規定による衛生検査技師免許証の再交付

十二 保健婦助産婦看護婦法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十三条の規定による准看護婦の免許及び准看護婦免許証の交付

(二) 第十四条第二項又は第五項の規定による准看護婦免許の取消し又は再免許の授与

(三) 第十八条の規定による准看護婦試験の施行

(四) 第五十四条から第五十六条までの規定による保健婦若しくは看護婦の免許又は助産婦名簿への登録

十三 保健婦助産婦看護婦法施行令(昭和二十八年政令第三百八十号)第七条第二項の規定による准看護婦免許証の再交付

十四 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則第四条第二項の規定において準用する同規則第三条の規定による准看護婦養成所の学則等の変更の承認

十五 保健婦助産婦看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則第九条の規定による修学資金の貸付の打切り又は休止の決定

氏十度以下に冷却して保存しないことの承認又は(5)の規定による自記温度計をつけない殺菌器で乳等を殺菌することの承認

二十一 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条の規定による狂犬病にかかつた犬の所在の場所等の交通のしや断又は制限

(二) 第二十二条の規定による抑留所の設置

二十二 へい歎処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十一号)第九条第一項の規定による牛等の飼養等についての許可を受けなければならない区域の指定

二十三 と畜場法(昭和二十八年法律第二百四十四号)第十四条第一項の規定による一般と畜場等の設置の許可の取消し又はその施設の使用の制限若しくは停止の命令

二十四 製薬衛生師法(昭和四十一年法律第二百五十五号)第八条第一項又は第二項の規定による製薬衛生師の免許の取消し

二十五 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条の規定によるふぐ処理師等の免許の取消し

(二) 第八条の規定による営業の認証の取消し

二十六 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条第三項又は第四項の規定による理容師の免許の取消し又は再免許

十六 薬事法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十八条第二項の規定による薬種商販売業の試験の施行

(二) 第三十一条第一項の規定による配置販売業の許可

(三) 第三十三条第一項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付

(四) 第七十条の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令又は廃棄等の実施

(五) 第七十二条の規定による医薬品等の検査を受けるべきことの命令

(六) 第七十二条の規定による薬局等の構造設備の改善の命令又はその使用の禁止の命令

(七) 第七十二条の二の規定による薬剤師の増員の命令

(八) 第七十三条の規定による薬局等の管理者の変更の命令

(九) 第七十四条の規定による配置員による配置販売の業務の停止の命令又は配置員の業務の停止の命令

(十) 第七十五条の規定による薬局の開設等の許可証の再交付

(十一) 第十九条第一項又は第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者の有する設備に係る措置の命令又は、

(十二) 第二十条の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を受けて毒物及び劇物の販売業の毒物劇物取扱責任者の変更の命令

- (二) 第十四条の規定による理容所の閉鎖の命令
 二十七 美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第十条第三項又は第四項の規定による美容師の免許の取消し又は再免許
- (二) 第十五条の規定による美容所の閉鎖命令
 二十八 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第十一条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖の命令
- (二) 第十二条の規定によるクリーニング師の免許の取消し
 二十九 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第六条の規定による業として興行場を経営することの許可の取消し又は営業の停止の命令
- 三十 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第八条の規定による旅館業の経営の許可の取消し又は営業の停止の命令
 三十一 公衆浴場法（昭和二十三年法律百三十九号）第七条第一項の規定による業として公衆浴場を経営することの許可の取消し又は営業の停止の命令
- 三十二 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十九条の規定による墓地等の施設の整備改善又は経営の許可の取消し等の命令
- 三十三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百七十九号）（第十二条の規定により知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第五十三条第一項の規定による麻薬取扱者からの報告の微取
- いる者の登録の取消し等の処分に係る聴聞の実施
 十九 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）
 第十一条、第十三条、第十六条、第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十八条及び第三十条の規定による特定毒物の使用者又は実地の指導者の指定
 二十 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）第十条の規定による特定毒物の使用者又は実地の指導者の指定証の交付
 二十一 麻薬取締法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの指定証の交付
 (一) 第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許
 (二) 第四条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の交付
 (三) 第九条第二項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の書換え交付
 (四) 第三十一条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の再交付
 (五) 第三十五条第二項の規定による麻薬卸売業者等が所有し又は管理する麻薬について生じた事故の状況の報告の受理及びその厚生大臣への報告
 (六) 第三十六条の規定による麻薬卸売業者等からの現に所有する麻薬の品名等の届出の受理又は麻薬を譲り渡した者からの譲り渡した麻薬の品名等の届出の受理及びその厚生大臣への報告
 (七) 第四十六条の規定による麻薬卸売業者が期初に所有した麻薬の品名等の届け出の受理及びその厚生大臣への報告

限に属するものとされた環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条第一項の規定による適正化規程の設定の認可又はその変更の認可

(二) 第十一条の規定による適正化規定の変更の命令又は認可の取消し

(三) 第十四条の十第一項の規定による組合協約の認可又はその変更の認可

(四) 第十四条の十三の規定による特殊契約の認可又はその変更の認可

(五) 第二十四条第一項の規定による組合の設立の認可

(六) 第五十六条の二第一項の規定による組合員以外の者に対する料金若しくは販売価格又は営業方法を改めることの勧告

(七) 第六十一条の規定による組合の役員の解任の勧告

(八) 第六十二条の規定による組合の解散の命令

(九) 第五十八条の十二第一項本文の規定による措置入院者の退院の決定

(十) 第五十八条の十五の規定による麻薬中毒者医療施設の行なつた医療についての審査等の事務の委託

(十一) 第五十八条の十六の規定による麻薬中毒者医療施設の管理者への報告の請求若しくは診療録等の実地検査の実施又は麻薬中毒者医療施設に対する診療報酬の支払の一時差し止めの命令若しくは一時差し止めの命令

(十二) 第十六条の規定によるばい煙発生施設の使用の方法等の改善命令

(十三) 第二十一条の規定による大気の汚染が著しく人の健康をそくる命令

又は業務所の立入検査、関係者への質問若しくは麻薬等の収去の実施

(九) 第五十八条の六第一項又は第四項の規定による麻薬中毒者等の診察の命令又はその立会いの実施

(十) 第五十八条の八第一項又は第六項の規定による麻薬中毒者の入院の決定又は措置入院者の退院若しくは入院期間の決定の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知

(十一) 第五十八条の九において準用する第五十八条の八第六項の規定による措置入院者の入院期間延長の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知

(十二) 第五十八条の十一の規定による措置入院者の所持品の保管の実施

(十三) 第五十八条の十二第一項本文の規定による措置入院者の退院の決定

(十四) 第五十八条の十五の規定による麻薬中毒者医療施設の行なつた医療についての審査等の事務の委託

(十五) 第五十八条の十六の規定による麻薬中毒者医療施設の管理者への報告の請求若しくは診療録等の実地検査の実施又は麻薬中毒者医療施設に対する診療報酬の支払の一時差し止めの命令若しくは一時差し止めの命令

(十六) 第二十九条法律第七十一号)第四十四条第一項の規定によるけし栽培者等からの報告の徴収又はけし栽培地等の立入検査関係者への質問若しくはあへん等の取去の実施

(十七) 第二十三条大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるるもの

なうおそれある事態の一般への周知若しくはばい煙を排出する者に対するばい煙の排出量を減少させることについての協力の要請又は他の都道府県知事に対するこの措置をとることの要請

事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許

(二) 第七条第一項の規定による大麻取扱者名簿の登録及び大麻取扱者免許証の交付

(四) 第二十三条の規定による仲介員の候補者の委嘱及びその名簿の作成

(五) 第二十四条の規定による仲介員の指定

三十五 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)に基づく知事の

権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による土地の掘さくの許可

(二) 第六条の規定による土地の掘さくの許可の取り消し又は公益

上必要な措置の命令

(三) 第八条第一項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の

許可

(四) 第九条第一項の規定による温泉の採取の制限の命令

(五) 第十一条第一項の規定による温泉のゆう出量等の影響の阻止

に必要な措置の命令

(六) 第十八条の規定による温泉を公共の浴用又は飲用に供するこ

との取り消し又は利用の制限若しくは危害予防の措置の命令

(七) 第十九条第一項の規定による温泉の採取の制限の命令

(八) 第十条の規定による覚せい剤製造業者の指定証の受理及びこ

れの厚生大臣への送付又は覚せい剤施用機関等の指定証の受理

(九) 第十一条の規定による覚せい剤製造業者の指定証の再交付の

(一) 第十条第三項又は第六項の規定による大麻取扱者名簿の登録のまつ消又は免許証の再交付

(二) 第十四条ただし書の規定による大麻の栽培地外への持出の許可

(三) 第十八条の規定による大麻取扱者免許の取消し

(四) 第二十一条第一項の規定による栽培地等への立入り及び業務

の状況等の検査又は大麻の収去の実施

(五) 第二十二条第一項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定

(六) 第八条第一項の規定による覚せい剤施用機関若しくは覚せい剤研究者の指定の取消し又は覚せい剤研究者の研究の停止の命令

(七) 第九条第一項の規定による覚せい剤製造業者の覚せい剤製造

の業務の廃止等の届出の受理及びこれに係る書類の厚生大臣へ

の送付

申請書若しくは旧指定証の受理及びこれらの厚生大臣への送付又は覚せい剤施用機関の開設者等の指定証の再交付若しくは旧指定証の受理

(六) 指定証の受理

(六) 第十二条の規定による覚せい剤製造業者の氏名等の変更の届出に係る書類の受理及びこれの厚生大臣への送付又は覚せい剤施用機関等の名称等の変更の届出の受理若しくは指定証の訂正及び返還

(七) 第二十四条の規定による覚せい剤製造業者等からの現に所有する覚せい剤の品名等の届出の受理又は覚せい剤を譲り渡した者からの譲り渡した覚せい剤の品名等の届出の受理及び厚生大臣への報告

(八) 第二十六条の規定による覚せい剤取締法に違反して輸入等がなされた覚せい剤の処分及びその結果の厚生大臣への報告

(九) 第三十一条の規定による覚せい剤施用機関の開設者等からの報告の徴収

(十) 第三十五条第二項の規定による覚せい剤施用機関の指定

(十一) 第三十六条の規定による国が開設する覚せい剤施用機関の管理者からの覚せい剤施用機関である病院等の廃止等の届出等に係る書類の受理及びこれの厚生大臣への送付又は国が開設していいた覚せい剤施用機関の管理者等からの覚せい剤の譲渡若しくは処分の報告に係る書類の受理及びこれの厚生大臣への送付二十五採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第百六十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(十二) 第六条第一項の規定による業として有料で人の血液の提供の

- 供血あつせんをすることの許可
- (二) 第七条の規定によるあつせん手数料の基準の決定
- (三) 第十一条第二項又は第三項の規定による供血あつせん業者の許可の取消し若しくはその業務の停止の命令又はその処分を受ける者へのその理由の通知若しくは弁明の機会等の供与
- 二十六 調理師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による調理等に関する講習の実施、調理等に関する知識及び技能についての試験の施行又は調理師の免許
- (二) 第五条第三項の規定による調理師免許証の交付
- (三) 附則第三項の規定による調理等に関する講習の実施又は調理師の免許
- 二十七 調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第三条第一項の規定による調理師の名簿の訂正
- (二) 第四条第一項の規定による調理師の名簿の登録の消除
- (三) 第六条第一項の規定による調理師免許証の再交付
- 二十八 食品衛生法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十四条第一項の規定による販売の用に供する食品等の検査
- (二) 第二十八条の規定による死体の解剖の実施
- 二十九 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第十四条第一項の規定による製品検査に合格した製品についての

合格証の発行

三十 狂犬病予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第六条第二項の規定による捕獲人の指定及び同条第五項の規定による予防員が追跡中の犬の入いつた場所に立ち入ることができる規定が適用される期間又はその区域の指定
- (二) 第十条の規定による狂犬病が発生した旨の公示又は犬に口輪をかけること等の命令

(三) 第十三条の規定による犬の一せい検診の実施又は臨時予防注射の実施

四 第十五条の規定による犬又はその死体の移動等の禁止又は制限

(五) 第十七条の規定による犬の集合施設の禁止の命令

(六) 第十八条の二第一項の規定によるけい留命令が発せられていないかわらしき留されていない犬の薬殺

三十一 狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号)第五条の規定による捕獲人の指定の取消し又は業務の停止の命令

三十二 へい獸処理場等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条の規定によるへい獸処理場の設置の許可又はこれらの施設若しくは区域の変更の許可
- (二) 第七条の規定によるへい獸処理場の設置の許可の取消し若しくはその施設の使用の制限若しくは禁止の命令又はその処分を

受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは弁明等の機会の供与

(三) 第八条において準用する第三条の規定による魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等の設置の許可又はこれらの施設若しくは区域の変更の許可

(四) 第八条において準用する第七条第一項の規定による魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等の設置の許可の取消し若しくはその施設等の使用の制限若しくは禁止の命令又はその処分を受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは弁明等の機会の供与

(五) 第九条第五項において準用する第七条の規定による牛等の飼養等をする施設の設置の許可の取消し若しくはその施設の使用的制限若しくは禁止の命令又はその処分を受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは弁明等の機会の供与

三十三と畜場法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条第一項の規定による一般と畜場等の許可
- (二) 第四条第二項の規定によると畜場において処理することができる獸畜の種類又は一日当たりの頭数の制限
- (三) 第八条第一項の規定によると畜場使用料又はと殺解体料の認可若しくはこれらの変更の認可
- (四) 第十四条第二項の規定によると殺若しくは解体の業務の停止の命令又はと殺若しくは解体の禁止

三十四 製菓衛生師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による製菓衛生師試験の実施

(二) 第七条の規定による製菓衛生師の免許又は製菓衛生師の免許の交付

三十五 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による製菓衛生師の名簿の訂正

(二) 第四条第一項の規定による製菓衛生師の名簿の登録の消除

(三) 第五条第一項の規定による製菓衛生師免許証の書換え交付

(四) 第六条第一項の規定による製菓衛生師免許証の再交付

三十六 ふぐの取扱等に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第三条の規定によるふぐ処理師試験等の施行、ふぐ処理師等の免許又はふぐ処理師免許証等の交付

(二) 第四条第一項の規定による営業の認証又は認証書の交付

(三) 第七条第四項の規定による処分を受ける者へのその理由の通知若しくは弁明等の機会の供与

三十七 ふぐの取扱等に関する条例施行規則（昭和三十四年四月鳥取県規則第九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条の規定による免許証の書換え

(二) 第十二条の規定による免許証の再交付

(三) 第十五条の規定による認証書の書換え

- 三十八 理容師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第二条第一項の規定による理容師試験の施行又は免許
 - (二) 第五条第一項の規定による理容師の免許に関する事項の登録
 - (三) 第十条第一項の規定による理容師の免許の取消し
 - (四) 第十四条の二の規定による業務の停止等の处分を受ける者のその処分の理由の通知及び弁明等の機会の供与
- 三十九 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二条第三項の規定による指定養成施設における入学料等の変更又は施設の構造設備の変更の承認
 - (二) 第五条第五項又は第六項の規定による理容師試験の合格証書又は合格証明書の交付
 - (三) 第七条第二項又は第三項の規定による免許証の書換交付又は再交付
- 四十 理容師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
- (一) 第五条第一項又は第三項の規定による理容師の免許証の受理
 - (二) 第十四条の規定による指定養成施設の収支決算の細目等の届出の受理
 - (三) 第十五条の規定による指定養成施設の入所者等の届出の受理

四十一 理容師法施行細則（昭和三十六年十月鳥取県規則第五十号）

第三条の規定による指定養成施設の授業計画の受理又は外来モデルの使用等の承認

四十二 美容師法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条第一項の規定による美容師の免許
- (二) 第四条第一項の規定による美容師試験の施行
- (三) 第五条第一項の規定による美容師の免許に関する事項の登録
- (四) 第十条第一項の規定による美容師の免許の取消し
- (五) 第十六条の規定による業務の停止等の処分を受ける者へのその処分の理由の通知及び弁明等の機会の供与
- 四十三 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第一条第二項又は第三項の規定による美容師の免許証の書換交付又は再交付
 - (二) 第二条第五項又は第六項の規定による美容師試験の合格証書又は合格証明書の交付
 - (三) 第四条第三項の規定による指定養成施設における入学料等の変更又は施設の構造設備の変更の承認
 - (四) 美容師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第五条第一項又は第三項の規定による美容師の免許証の受理第七条の規定による他の都道府県知事の免許を受けた美容師の免許の取り消し又は業務の停止の処分

(二) 第十四条の規定による指定養成施設の収支決算の細目等の届出の受理

(三) 第十五条の規定による指定養成施設の入所者等の届出の受理
四十五 美容師法施行細則(昭和三十六年十月鳥取県規則第五十一号)第三条の規定による指定養成施設の授業計画の受理又は外来

モデルの使用等の承認

四十六 クリーニング業法に基づく知事の権限に属する事務のうち
次に掲げるもの

(一) 第六条の規定によるクリーニング師の免許
(二) 第七条の規定によるクリーニング師試験の施行

(三) 第八条の規定によるクリーニング師の免許に関する事項の登録

四十七 第十三条の規定による営業の停止等の処分に係る聴聞の実施
四十七 クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第一条第二項又は第三項の規定によるクリーニング師の免許
証の訂正及び交付又は再交付

(二) 第二条の規定によるクリーニング師試験の合格証書又は合格
証明書の交付

(三) 第三条の規定によるクリーニング師の住所の変更の届出があ
つた旨の旧住所地の都道府県知事への通知又はクリーニング師
の住所の変更の届出があつた旨の通知を受けた場合の原簿のう
ち該クリーニング師に関する部分の写しの新住所地の都道府
県知事への送付

四十八 興行場法第七条の規定による営業の許可の取消し等の処分に係る聴聞の実施

四十九 旅館業法第九条の規定による営業の許可の取消し等の処分に係る聴聞の実施

五十 公衆浴場法第七条第二項の規定による業として公衆浴場を經營することの許可の取消し等の処分に係る聴聞の実施

五一 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令第十二条の規定により知事の権限に属するものとされた環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるものの

(一) 第十四条の二の規定による共済規程の設定の認可又はその変更若しくは廃止の認可

(二) 第十四条の十二の規定による組合協約の締結に関するあつせん

(三) 第十四条の十五の規定による特殊契約の締結に関するあつせん又は調停

(四) 第二十八条第三項の規定による組合の定款の変更の認可

(五) 第四十二条(第三十八条第五項、第四十六条第六項又は第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による組合員による総会の招集の承認

(六) 第五十条第二項の規定による総会の決議による組合の解散の認可

(七) 第六十条第一項の規定による営業者等からの報告の徵収又は事業所等の立入り及び業務の状況等の検査の実施

- 五十二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条の規定による組合の役員に変更があつた旨等の届出の受理
- (二) 第十一条の規定による組合員の異動に関する報告書の受理
- 五十三 ばい煙の排出の規制等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十二条第二項の規定によるばい煙発生施設の設置等を制限する期間の短縮
- (二) 第二十条第二項の規定による特定施設について事故が発生した場合における特定有害物質排出者に対する事故の拡大等の防止に必要な措置を講ずることの勧告
- (三) 第二十二条の規定による和解の仲介の中立ての受理
- 五十四 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第十六条ノ二 第二項の規定による市町村の行なう鼠族、昆虫等の駆除に関する計画の樹立、実施の指導その他必要な措置の実施
- 五十五 温泉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第七条の規定による原状回復の命令
- (二) 第十五条の規定による温泉利用施設又はその管理方法の改善

予防課

- 一 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十二条の規定による専用水道の布設工事の設計の確認
 - (二) 第三十三条第三項の規定による施設基準に適合することを確認した旨の通知又は施設基準に不適合と認めた旨若しくはこれに適合するかしないかを判断ができない旨の通知
 - (三) 第三十六条の規定による専用水道の設置者に対する専用水道の施設の改善の命令又は専用水道の水道技術管理者の変更の勧告
 - (四) 第三十七条の規定による専用水道の給水の停止の命令
 - (五) 第四十条の規定による災害その他非常の場合における水道施設内に取り入れた水の他の水道事業者等への供給の命令及びこの場合の供給の対価の裁定
 - (六) 水道法施行令（昭和三十三年政令第三百三十六号）第七条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - (七) 第六条第一項の規定による水道事業の経営の認可
 - (八) 第九条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による水道事業の経営の認可に際しての期限又は条件の付与
 - (九) 第十条第一項の規定による給水区域等の変更の認可
 - (十) 第十一条の規定による水道事業の休止又は廃止の許可

に関する必要な指示

- 一 水道法第三十九条の規定による水道事業者からの工事施行状況等の報告の徴収又は工事現場等の立入検査
- 二 水道法施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十三条第一項の規定による水道事業者からの新設等に係る配水施設以外の水道施設を使用して給水を開始する旨の届出の受理
 - (二) 第十四条第二項の規定による料金を変更した旨の届出の受理
 - (三) 第三十一条において準用する第十三条第一項の規定による水道用水供給事業者からの新設等に係る配水施設以外の水道施設を使用して給水を開始する旨の届出の受理
 - (四) 精神衛生法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (五) 第二十七条第一項又は第三項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による精神衛生法をしての診療の実施又はその診療の立ち合いの実施
 - (六) 第二十九条第一項の規定による精神障害者の入院の措置
 - (七) 第二十九条の二第一項の規定による精神障害者等の精神病院等への入院の措置
 - (八) 第二十九条の四の規定による措置入院者の入院の措置の解除に係る精神病院等の管理者の意見の徴取及びその解除
 - (九) 第二十九条の五の第二項の規定による措置入院者の症状に関

- (四) 第十四条第三項の規定による地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可
- (五) 第二十六条の規定による水道用水供給事業の経営の認可
- (六) 第二十九条第一項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体以外の者に対し与える水道用水供給事業経営の認可に際しての条件の付与
- (七) 第三十条第一項の規定による給水対象等の変更の認可
- (八) 第三十二条第一項において準用する第十一條の規定による水道用水供給事業の休止又は廃止の許可
- (九) 第三十三条において準用する第三十五条の規定による水道用水供給事業の認可の取消し
- (十) 第三十一条において準用する第三十六条の規定による水道用水供給事業者に対する水道施設の改善の命令
- (十一) 第三十一条において準用する第三十七条の規定による水道用水供給事業者に対する給水の停止の命令
- (十二) 第三十五条の規定による水道事業又は水道用水供給事業者の認可の取消し
- (十三) 第三十六条の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する水道施設の改善の命令
- (十四) 第三十七条の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する給水の停止の命令
- (十五) 第三十六条の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する給水の停止の命令
- (十六) 第三十八条の規定による地方公共団体以外の水道事業者に対する供給条件の変更の認可をすべきことの命令
- (十七) 第四十二条の規定による二以上の水道事業者間若しくは二以上の

- (十八) 第二十九条の七(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による精神病院等が行なつた医療についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託
- (十九) 第三十二条第一項の規定による精神障害者が病院等で病院等へ収容しないで行なわれる精神障害の医療を受ける場合のその医療に必要な費用の負担
- (二十) 第三十二条の二第三項の規定による病院等へ収容しないで行なわれる精神障害者等の精神衛生鑑定医をしての診察の実施等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託
- (二十一) 第三十七条第一項の規定による精神障害者等の精神衛生鑑定による精神障害者の医療に必要な費用の請求についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託
- (二十二) 第四十一条(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による精神障害者等の仮退院の許可
- (二十三) 第四十二条(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による精神障害者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの指定
- (二十四) 第十三条第二項の規定による被爆者健康手帳の交付
- (二十五) 第十四条の三第一項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定の取消
- (二十六) 第十四条の八の規定による医療手当の支給
- (二十七) 結核予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用氷供給事業者との間において、その事業を一体として經營し、又はその給水区域の調整を図ることが給水区域等に照し合理的でありかつ著しく公共の利益を増進すると認める旨の勧告

(イ) 第四十二条第一項又は第三項の規定による地方公共団体以外の者からの当該水道の水道施設等の買収の認可

三 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項ただし書き又は第二項の規定による特別清掃地域から除かれる区域の指定又は特別清掃地域の指定

(二) 第十三条第三項の規定による屎尿処理施設(屎尿浄化槽を除く。)若しくはごみ処理施設の使用の禁止又は屎尿若しくはごみの処理方法の改善その他必要な措置の命令

四 清掃法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十二号)第一条の規定による特別清掃地域から除かれる区域又は特別清掃地域とすることができる区域を指定した旨又は指定した区域の変更をした旨の厚生大臣又は関係市町村長への通報

五 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条の規定による指定病院の指定の取消しに係る聽問の実施及びその取消し

(一) 第三十四条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担

(二) 第三十五条の規定による接客業等への従業を禁止した者等の診察等に要する費用の負担

(三) 第三十八条第一項又は第六項の規定による指定医療機関の診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定又は指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務の委託

(四) 第四十二条第一項の規定による指定医療機関の管理者への報告の請求若しくは指定医療機関の実地検査の実施又は指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差し止めの命令若しくは差し止め

六 伝染病予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条の規定による清潔方法及び消毒方法施行の指示

(二) 第十八条第四項において準用する同条第二項又は第三項の規定による病毒感染の疑のある者等の停留若しくは吏員等の船舶等への乗込みの命令又は患者等の伝染病院等への収容及び治療の命令

七 予防接種法第十六条第二項の規定による臨時の予防接種済証の交付

(一) 第十二条の規定による性病にかかると認めるに足りる正当の理由のある者に対する健康診断を受けることの命令又は

六 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

健康診断の実施

- (一) 第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給
- (二) 第二十二条の四の規定による指定医療機関の管理者への報告の請求若しくは指定医療機関の実地検査の実施又は指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差し止めの命令若しくは差し止め(第二十二条の九において準用する場合を含む。)
- (三) 第二十二条の九の規定による療育の給付
- (四) 第五十六条の規定による育成医療等に要する費用の徴収
- (五) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第二十条第一項の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
 - (二) 第二十条第五項の規定による養育医療担当機関の指定
 - (三) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十二条の三の規定による指定育成医療機関の診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定
 - (四) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十二条の四の規定による指定育成医療機関の管理者に対する報告の請求若しくは帳簿書類の検査又は診療報酬の一時差止めの命令若しくは一時差止め
 - (五) 第十九条の規定による患者等の救護
- (六) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十二条の九の規定による予防法施行令第三条第九項の規定による生活指導又は指示の質問又は調査等の実施
- (七) 第二条の規定による健康診断又は糞便検査

第七項又は第八項の規定による指定療育機関の指定の取消し及びその処分に係る弁明の機会の供与

(四) 第二十二条第三項の規定による養育医療の給付に要する費用の徴収

八 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十五条の規定による受胎調節の実地指導を行なう者の指定
又はその指定を受ける助産婦等に係る講習の認定
(二) 第三十九条第二項の規定による受胎調節の実地指導を行なう者の指定の取消し

九 優生保護法施行令(昭和二十四年政令第十二号)第七条の規定による講習の認定の取消し

十 優生保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)第十

五条第四項の規定による受胎調節の実地指導を行なう者の指定の取消し

十一 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十八条第一項又は第三項の規定による結核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者の接客業等の業務への従業の禁止又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の適用を受ける事業でこの処分を行なう場合の鳥取労働基準局長との協議

(二) 第二十九条第一項の規定による結核患者又はその保護者への結核療養所(結核患者を收容する病院を含む。)への入所又は

(二) 第三条の規定による寄生虫病の伝播の媒介となるべき物件の処置についての寄生虫病の予防上必要な命令又は処分

(三) 第三条の三の規定による実施計画の策定に係る意見の提出又は実施計画に基づく市町村への指示

(四) 第四条の規定による市町村が行なう寄生虫病の予防又は治療に関する施設についての指示

十二 栄養士法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第四条の規定による栄養士の免許

(二) 第五条の規定による栄養士等の名称の使用の停止

十三 栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)第一条の規定による栄養士免許証の訂正交付又は栄養士免許証の再交付

入所させることの命令

- (三) 第三十一一条第四項の規定による結核患者の使用等に係る衣類等の授与等の制限等によつて生じた損失補償額の決定及びこれの請求者に対する通知
- (四) 第三十六条第一項又は第五項による指定医療機関の指定又は指定医療機関の指定の取消し

- (五) 第四十一条第一項の規定による接客業等への従業を禁止した者等が指定医療機関以外の者から医療を受けた場合のこれに要した費用等の支給

(六) 第四十八条の規定による結核診査協議会の監督

(七) 第五十六条の規定による市町村の支弁すべき費用等の補助

(八) 第六十五条の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施及びその費用の徴収

(十二) 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)に基づく知事の

権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条の二第三項の規定による鼠族等の駆除又はこれに関する施設の実施命令

(二) 第十七条の規定による伝染病院等の設置の指示

(三) 第十七条の二の規定による家用水の供給の指示

(四) 第十八条第一項から第三項までの規定による検疫の実施、病毒感染の疑のある者の停留若しくは吏員等の船舶等への乗込みの命令又は検疫において発見した患者等の伝染病院等への収容

及び治療の命令

(五) 第十九条第一項第二号又は第六号から第八号までに規定する市街村落の交通のしや断若しくは人民隔離、汽車等への医師の雇入れその他予防上必要な設備の設置の命令、清潔方法等の施行の命令若しくは井戸等の新設等の命令又は漁撈等の日時の制限若しくは停止

(六) 第十九条の二の規定による伝染病に汚染した建物の処分又はその処分に必要な土地の使用

(七) 第二十条の規定により諸官庁等に伝染病が発生した場合等における首長の求めに応じての協議

(八) 第二十七条の規定による市町村等が施為すべき事項等の施為及びその費用の市町村等からの徴収

十三 伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第一条の規定による伝染病が流行するおそれがある旨の厚生大臣への報告及び交通の密接な地域の都道府県知事等への通知

(二) 第十条の規定による検疫を施行する場合の検疫すべき伝染病等の公示及びその交通の密接な地域の都道府県知事等への通知

(三) 伝染病予防法施行規則(大正十一年内務省令第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条の規定による伝染病の疑似症に対する伝染病予防法の

適用の報告

(二) 第三十六条に規定する検疫委員の職務章程の制定

十五 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による臨時の予防接種の施行又はその施行の命令

(二) 第二十五条の規定による市町村長が行なうべき予防接種の施行及びその費用の市町村からの徴収

十六 性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）第十六条第三項の規定による県が設置する性病の診療を行なう病院等に代用する病院等についての厚生大臣への承認の申請及びその代用

十七 らい、予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定によるらいを伝染させるおそれのある患者又は保護者への入所の命令又は入所させることの勧奨

(二) 第九条第一項の規定によるらいを伝染させるおそれがある患者の使用等に係る物件の授与等の制限等及びその消毒又は廃棄の命令

(三) 第二十条の規定による一時救護所の設置

(四) 第二十二条の規定による患者の親族の援護

(五) 第二十三条の二第一項の規定による援護を受けた者に対する扶養の義務を履行しなければならない者から援護の実施に要した費用の徴収

十八 らい、予防法施行令（昭和二十九年政令第二百二十三号）に基

商工指
導課

づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項、第六項、第七項、第十項又は第十二項の規定による援護の要否等の決定及びその通知被援護者の生活状態の調査若しくは援護の変更の決定及び被援護者へのその通知、援護の停止若しくは廃止の決定及びその通知又は要援護者の居住の場所の立入調査の実施

(二) 第四条の規定による援護に要した費用の徴収

十九 「トラホーム」予防法(大正八年法律第二十七号)第三条第一項の規定による治療の途のない「トラホーム」患者に対する治療の施行

二十 寄生虫予防法(昭和六年法律第五十九号)第六条の規定による糞便等の処置をなす者に対するその費用の補助

二十一 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第五条の規定による栄養士免許の取消し

一 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第七条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条において準用する銀行法(昭和二年法律第二十一号)

第二十二条の規定による信用協同組合等の業務又は財産状況の検査の実施

(二) 第六条において準用する貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)第十六条第一項第二号の規定による信用協同組合等の業務の種類又は方法の変更の認可

一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項第二号又は第四十三条第一項第二号若しくは第四号の規定の適用を受ける機械その他の設備についての資本又は出資の総額の千円以下の者又は常時使用する従業員の数が三百人以下の者の申請に係る証明

二 協同組合による金融事業に関する法律第七条の規定により知事の権限に属するものとされた同法第六条において準用する銀行法第二十条の規定による信用協同組合等に対する業務に関する報告の請求又は監査書その他の書類帳簿の提出の命令

- (二) 第六条において準用する貯蓄銀行法第十六条第二項の規定による信用協同組合等の業務の種類若しくは方法の制限又はその変更の命令
- 二 信用保証協会法施行令(昭和二十八年政令第二百七十一号)第二条の規定により知事の権限に属するものとされた信託協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十三条の規定による協会の業務方法書の変更の認可
- (二) 第三十四条の規定による協会の事業報告書の受理
- (三) 第三十五条の規定による協会からの報告の徴収又は協会の事務所への立入り及び協会の業務若しくは財産状況若しくは帳簿書類等の検査の実施
- 三 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十号)第三条の規定による金融機関が中小企業者に長期運転資金を貸し付けるための資金の貸付け
- 四 鳥取県特別金融対策資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十一号)第三条の規定による金融機関が中小企業者等に特別金融対策資金を貸し付けるための資金の貸付け
- 五 鳥取県中小企業輸出振興資金貸付規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十号)第三条の規定による金融機関が中小企業輸出品製造業者に運転資金を貸し付けるための資金の貸付け
- 六 鳥取県中小企業近代化資金貸付要領に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十七条の規定による貸付対象施設等に係る検査
- (二) 第二十条の規定による貸付対象施設等の設置の既定計画の変更等の承認
- 八 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十条第一項又は第四項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十条(第二十八条第三項若しくは第三十条の二第三項(これら各規定を第三十三条において準用する場合を含む。)第三十三条又は第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調整規程の認可又は不認可の通知